

令和3年第2回定例会

むかわ町議会会議録

令和3年 6月21日 開会

令和3年 6月21日 閉会

むかわ町議会

令和3年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月21日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
事務局職員出席者	6
開会及び開議	8
議事日程の報告	8
議長挨拶	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	11
町長行政報告及び提出事件の概要説明	11
一般質問	17
大 松 紀美子 議員	17
野 田 省 一 議員	21
東 千 吉 議員	31
北 村 修 議員	37
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	47
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
同意第5号から同意第31号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	65

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第46号から議案第50号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	76
意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
所管事務調査等報告の件	113
閉会中の特定事件等調査の件	114
議員の派遣に関する件	114
閉議及び閉会	115
署名議員	117

むかわ町告示第35号

令和3年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月11日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和3年6月21日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和3年第2回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和3年6月21日(月)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 1号 令和2年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 7 報告第 2号 令和2年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 8 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件
(令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第12号))
- 第 9 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例等の一部を改正する条例)
- 第10 承認第 3号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第11 承認第 4号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第12 同意第 5号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第13 同意第 6号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第14 同意第 7号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第15 同意第 8号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第16 同意第 9号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第17 同意第10号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第18 同意第11号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第19 同意第12号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第20 同意第13号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第21 同意第14号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件

- 第22 同意第15号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第23 同意第16号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第24 同意第17号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第25 同意第18号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第26 同意第19号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第27 同意第20号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第28 同意第21号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第29 同意第22号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第30 同意第23号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第31 同意第24号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第32 同意第25号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第33 同意第26号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第34 同意第27号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第35 同意第28号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第36 同意第29号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第37 同意第30号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第38 同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第39 議案第41号 財産の処分に関する件
- 第40 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件
- 第41 議案第43号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
- 第42 議案第44号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
- 第43 議案第45号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案
- 第44 議案第46号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）
- 第45 議案第47号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第46 議案第48号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第47 議案第49号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第48 議案第50号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）

議員等提出事件

- 第49 意見書案第4号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書
(案)

- 第50 意見書案第5号 2021年度最低賃金改正等に関する意見書(案)
- 第51 意見書案第6号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書(案)
- 第52 意見書案第7号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書(案)
- 第53 所管事務調査等報告の件
(総務厚生・経済文教常任委員会)
- 第54 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生・経済文教常任委員会)
(議会運営・議会広報委員会)
(恐竜ワールド構想調査特別委員会)
(胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)
- 第55 議員の派遣に関する件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜久	議員
3番	山 崎 満敬	議員	4番	佐 藤 守	議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純一	議員
7番	野 田 省一	議員	8番	三 倉 英規	議員
9番	星 正臣	議員	10番	津 川 篤	議員
11番	北 村 修	議員	12番	中 島 勲	議員
13番	小 坂 利政	議員			

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	齊 藤 春樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男

総務企画課長	成田 忠 則	総務企画課参事	大塚 治 樹
総務企画課参事	戸嶋 英 樹	総務企画課主幹	柴田 巨 樹
総務企画課主幹	栃丸 直 士	総務企画課主幹	菊池 功
町民生活課長	八木 敏 彦	町民生活課主幹	菊池 恵 美
町民生活課主幹	小坂 僚 介	健康福祉課長	藤江 伸
健康福祉課参事	今井 喜代子	健康福祉課主幹	熊谷 伸 一
健康福祉課主幹	菅原 光 博	農林水産課長	酒卷 宏 臣
農林水産課参事	高木 龍一郎	農林水産課主幹	藤野 真 稔
経済建設課長	吉田 直 司	経済建設課参事	江後 秀 也
経済建設課主幹	梅津 晶	経済建設課主幹	佐藤 琢
経済建設課主幹	西村 和 将	企画町民課長	石川 英 毅
企画町民課主幹	長谷山 一 樹	経済恐竜ワールド戦略室長	加藤 英 樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	藤田 浩 樹	経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井 和 彦
国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	佐々木 義 弘	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課主幹	松本 洋	選挙管理委員会事務局長	成田 忠 則
農業委員会事務局長	東 和 博	農業委員会支局長	高木 龍一郎
監査委員	数矢 伸 二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 長谷山 美 香

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議長挨拶

○議長（小坂利政君） ここで、議事に入ります前に、議会を代表いたしまして一言だけ申し上げさせていただきたいと存じます。

緊急事態宣言は解除されましたが、北海道においては、引き続きまん延防止等重点措置が適用され、感染状況は依然として予断を許すものではありません。

本町においても残念ながら高齢者施設での集団感染事例が発生し、これまで5名の方がお亡くなりになりました。

お亡くなりになりました方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

また、現在も施設内において昼夜を問わず献身的に介護に御尽力をされている施設職員、そして終息に向けて日々対策に御尽力をいただいている関係者の方々に心から敬意と感謝を申し上げます。

一日も早い集団感染の終息、そしてワクチン接種によるコロナ禍の終息を心から願うものであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、三上純一議員、7番、野田省一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、6月15日開催の第7回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、6月15日に開催しました第7回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。今期定例会に町長から提出される審議案件は43件で、その内訳は報告2件、承認4件、同意27件、議案10件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、報告第1号及び報告第2号の2件、同意第5号から同意第31号までの27件、議案第46号から議案第50号までの5件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は7件であり、その内訳は意見書案4件、その他3件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、6月11日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号4番及び受理番号5番は、いずれも所管の委員会構成委員で意見書案第4号及び意見書案第5号として、また、受理番号6番は、所定の賛成者をつけて意見書案第6号として、それぞれ提出されております。

また、陳情文書表の8件については、令和3年3月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

6月11日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号8番は所管の委員会構成委員で意見書案第7号として提出され、受理番号2番から受理番号7番及び受理番号9番は、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から継続調査に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか3名から6項目の通告があり、その取扱いとは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種、営業時間短縮等の要請に伴う補償または対策等に関して内容が類似しますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮をお願いいたします。

また、会議時間短縮のため、質問時間をおおむね15分以内を目安とされますよう配慮をお願いいたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から22日までの2日間としたところであります。

質問される方は議題以外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き北海道スタイルの実践により感染防止対策を徹底するため、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、また、行政報告及び提案事件の大要説明以外、一般質問及び議案等における自席での発言、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることとします。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行によりネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましても四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上を申し上げ、令和3年第7回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から22日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から22日までの2日間に決定しました。

また、議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、一般質問及び議案提案等における自席での発言、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることといたします。

また、一般質問の時間に関しては、今期定例会に限り、おおむね15分以内を目安とされますよう御配慮願います。

なお、説明員の出入りも議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので御理解願います。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第114号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長からの行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回むかわ町議会定例会を開催するにあたりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

そして、今定例会におきましては、議長をはじめ議員各位の御理解を得まして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、時間短縮等の御協力に感謝を申し上げます。

また、改めまして、中島議員にはこのたびの表彰おめでとうございます。

さて、提出事件の概要の説明の前に行政報告を申し上げます。

冒頭私のほうからも、このたびの穂別地区高齢者施設におけます新型コロナウイルス感染症の集団感染によりお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様にご挨拶を申し上げます。

ます。

また、発症され治療されている皆様にお見舞いを申し上げます。

さらに、日々献身的に対応に御尽力いただいております医療関係者、介護職員など関係する全ての皆様に深く感謝と敬意を表するものでございます。

さて、行政報告の1点目は、新型コロナウイルス感染症における3月8日開催の第1回定例会以降の町の対応状況等について御報告を申し上げます。

北海道では、5月9日から15日までをまん延防止等重点措置が適用されましたが、5月16日には、感染状況の悪化から緊急事態を発令、期間は5月31日までとされました。

その後におきましても感染拡大が続いたことから、6月20日まで延長されたところでございます。

本町におきましては、この間、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、町内における公共施設等の利用の休止等を行い、感染拡大防止の措置を講じてきたところであります。

北海道の緊急事態宣言は昨日をもって解除され、札幌市を7月11日までまん延防止等重点措置の地域とされましたが、本町におきましては、集団感染が終息していない現状から、公共施設の利用にあたりましては町民限定とするなど、引き続き緊張感を持った対策を講ずるとともに、町民の皆さんへの適時・適切な情報提供を通じ不安の解消に努め、対応してまいります。

なお、具体的な感染拡大防止の取組と支援施策につきましては、令和2年度で繰り越した予算を活用し対応するとともに、今定例会に補正予算案として関係費用を計上、提案し、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、町内におけます新型コロナウイルス感染症罹患に関する町の対応等についてでございますが、まず、本町職員1名が5月11日に新型コロナウイルスに感染した件について御報告を申し上げます。

当該職員は穂別総合支所健康福祉課職員で、5月10日にPCR検査を実施、11日夜に陽性判明し、翌12日に保健所の指導により接触者の特定を行い、行政検査の結果、全員が陰性と確認されたところでございます。

そのため、11日に職場の消毒、12日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、分散勤務状態の確立とともに、万全を期すため同じフロアに勤務する診療所関係者56名に対し、町独自のPCR検査実施等の措置を取ったところでございます。

この結果、16日には関係者全ての陰性が確認され、当該職員も療養期間を経て回復をしたところでございます。

次に、四季の館職員1名が5月18日に新型コロナウイルス感染が判明した件につきまして御報告申し上げます。

四季の館の指定管理者であります果夢工房職員1名は、5月17日にPCR検査が実施され、翌18日に感染が確認されました。

感染した職員から連絡を受けた果夢工房は、速やかに勤務場所等の消毒を実施しております。

保健所により濃厚接触者の特定作業が翌日となったことから、19、20日と2日間、四季の館を臨時休業することとしました。

なお、四季の館は新型コロナウイルスワクチン接種会場となっていたことから、町民体育館へ変更、接種予定の皆さんへの連絡徹底を図り、対応に努めてきているところでございます。

その後、保健所により、四季の館に勤務する職員に濃厚接触者はいないと判断されましたが、施設を利用される町民の皆さんの不安払拭のため、職員のほか、館内テナントや社会福祉協議会を含めた全67名に町独自のPCR検査を実施しました。

検査結果が判明するまで臨時休業を延長し、ホテル事業も5月31日まで休業することとしました。

検査結果は全員の陰性が確認されたことから、5月24日午前10時から四季の館の営業を再開しております。

なお、今回の件を受け、指定管理者に対し、基本協定に基づく改善勧告を行い、感染防止対策のより一層の充実強化に努めることとしております。

次に、穂別地区高齢者施設での新型コロナウイルス集団感染について御報告申し上げます。

5月17日、高齢者施設において、入所者のうち1名が発熱し、迅速抗原検査を実施したところ、陽性となったことから苫小牧保健所に報告、施設全体の関係者119名にPCR検査を実施し、複数の感染が確認されました。

この感染の拡大に伴い、胆振総合振興局・苫小牧保健所・町・施設とで構成する現地支援対策本部を設置、5月21日に第1回目の本部会議を開催し、対応を協議しました。

施設内に罹患した患者が発生したため、保健所と施設及び穂別診療所等で協議が行われ、全道的な病床の逼迫とともに、入院施設の移送時間、必要とされる介護を受けることが困難

であるといった事情から、保健所の要請により当該施設での治療を余儀なくされた経緯であります。

施設では、感染拡大の心配から5月24日に再び検査を実施、陽性者が発生したため、北海道から陽性者5名以上のクラスター（集団感染）と判断されました。

以降、感染が徐々に拡大し、6月20日現在、感染状況は入所者で43名、職員8人の合計51名となりました。このうち、入所されていた方で死亡された方は5名となりました。なお、回復された方々は、入所者28名、職員7名の計35名であります。

町としましては、連日行われております現地支援対策本部会議におきまして、施設及び北海道と連携した情報の共有、対応策の協議を行っており、施設の状況につきましては、情報端末・防災無線等にて町民の皆さんにもお知らせをしているところでございます。

次に、ワクチン接種の状況について御報告を申し上げます。

町内の医療機関の協力の下、65歳以上の高齢者を対象に5月20日から集団接種を実施しており、鶴川地区におきましては6月25日に、穂別地区は7月13日に2回目の接種を終える予定となっております。

65歳以上の1回目の接種率は、鶴川地区で88.4%、穂別地区では76.4%となっており、全体で84.5%であります。

なお、65歳未満の皆さんに対する接種は、現在のところ、ワクチンの入手状況というのを見ながら日程を設定し、順次御案内するよう準備を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症対策関連の報告といたします。

次に、2点目の6月4日の暴風と雨による被害の状況及び停電の発生について御報告を申し上げます。

暴風警報が2時40分に胆振東部に発令され、昼頃にピークを迎え、最大風速は鶴川地区で24.5メートル、穂別地区で19.1メートルを記録し、さらに、一時的に強い雨が降り、鶴川地区で41ミリ、穂別地区では85ミリの降雨量がありました。

この暴風雨の影響による農業被害は、営農施設被害では園芸関係でビニール及びパイプ破損が64棟、納屋・格納庫等の被害14棟、畜舎・屋根等の破損2棟となり、合計で80棟が被害を受けております。

また、農作物被害では、鶴川地区においては水稻をはじめ畑作物において、大豆やビート、ブロッコリーなどが影響を受け、18.21ヘクタールに被害を受けております。

穂別地区では、主にナガイモやカボチャ等が影響を受け、12.28ヘクタールに被害があり、両地区合計で30.49ヘクタールに上っております。

作物被害の傾向としましては、鷓川川西地区は強風による作物の茎葉等への影響、鷓川川東地区では雨の影響により圃場に滞水等が見受けられ、また、穂別地区は根菜類の圃場の畝が陥没するなど、今後の生育状況について観察を要するところがございます。

なお、雨の影響を受け、稲里浄水場取水施設の下流護岸部の布団籠が転倒する被害が生じたところでもございます。

その他防風被害では、民家の屋根の剥離や街路等の倒木があり、穂別地区市街地では電線への倒木の影響で早朝に7戸が停電し、早期復旧しましたが、鷓川地区におきましては夕方から停電が発生し、約3,000戸が影響を受け、復旧に約3時間を要したところがございます。

停電による町の対応につきましては、防災行政無線、公用車による広報等を実施し、情報の提供に努めてきたところがございます。

最後に、3点目の東京2020オリンピック聖火リレーについて御報告を申し上げます。

本年6月14日に本町において実施される予定でありました聖火リレーにつきましては、実行委員会を中心に準備を進めてまいりました。

しかし、緊急事態宣言の対象期間が延長されたことから、大会組織委員会は公道での聖火リレーを注視し、白老町と札幌市のセレブレーション会場での点火セレモニーのみを無観客で実施することが決定され、本町での聖火リレーは中止となりました。

以上、3点を申し上げ、第2回定例会に当たりましての行政報告といたします。

続いて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告2件、承認4件、同意27件、議案10件であります。

報告第1号及び報告第2号につきましては、令和2年度歳出予算の経費のうち、当該年度に支出が終わらない経費について翌年度へ繰り越したため、一般会計及び上水道事業会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第12号）を令和3年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、むかわ町税条例等の一部を改正する条例を令和3年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきましては、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和3年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきましては、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例を令和3年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

同意第5号から同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、本年7月19日をもって任期満了となる委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第41号 財産の処分に関する件につきましては、令和3年第1回議会定例会におきまして御説明申し上げました町内の農業労働力確保に関わる支援対策として、遊休公有財産の処分について処分する財産及び価格が決まりましたので、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、経営近代化施設、産業、農林道の整備に際して、新たに穂別和泉地区の辺地総合整備計画を策定しようとするものでございます。

議案第43号及び議案第44号につきましては、指定管理者の期間満了に備え、2つの公の施設に係る指定管理者の指定に関しまして、あらかじめ議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第45号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の改正に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第46号から議案第50号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）、令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）、令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで、町長の行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

まず、1つ目に外出しやすい環境づくり支援について伺います。

町長は今年度執行方針の中で、外出支援サービス事業は引き続き買物や金融機関、生活に必要な手続など、外出しやすい環境づくりを支援すると述べています。

しかし、1つ目には、外出支援サービス、町内ですね。利用条件に家族等もできない方がありますが、その判断は誰がどのように行うのか伺います。

2つ目に、本人が利用申込みをした後、家族等に対し行政側から家族が送迎できないのかの問合せをするという事実がありますが、申込者の願いに反することと思いますが、見解を伺います。

3つ目に、高齢者の方へタクシーチケットを交付する考えはないか伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 高齢者が在宅生活、これを継続していくためには、通院等に関わる外出を支援するサービスも重要な一つとされております。

外出支援サービスの対象者の要件でございますけれども、おおむね65歳以上の高齢者及び障害者で公共交通機関等の利用というのが困難で、家族等の支援、そして送迎が困難な方とされております。利用の希望があった場合には、身体状況、さらには生活状況、そして希望の利用内容、そして回数、家族の就労、さらに自家用車の所有などを聞き取りをさせていただいているところでもございます。その上で、地域包括支援センター内や地域ケア会議で情報というのをそれぞれが共有しながら、利用の可否について判断をさせていただいております。

同居の家族がいる場合でも、運転ができなかったり、そして仕事の状況などで送迎が困難、こういった方など、取り巻く環境によってはそれぞれ条件というのが違うかとも捉えている

ところでもございます。できるだけ本人の希望に添えるよう詳しく聞き取りをしているところでもございます。今後におきましても、より丁寧な説明というのを心がけてまいりたいと存じます。

移送体制の確保についてでございます。

高齢者の保健福祉計画のアンケート調査、これは御存じかと思いますが、この中においても重要な課題の1項目となっております。助け合い型の移動サービス、こういったことも含めながら、町としての移送体制づくりについて、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 町長の執行方針の中にも載せられているほどですから、この外出の支援を充実させていきたいとそういう思いは私も重々分かっているつもりです。今回どうしてこのような質問をさせていただいたかという、2番目に申し上げた、そういう事例がありました。とても心が痛みました。町長も家族の状況とか、車がないのかとか、詳しく聞き取りをするのは、その本人の願いに応えるためだというふうにおっしゃったんだと思うんですけども、しかし、ここに生活支援の申請書、生活支援サービスは外出支援だけじゃなくいろいろなありますよね。緊急通報システムもそうですし、配食サービスもそうですし、あった○（まる）事業もそうですし、湯〜ゆ〜事業もそうです。たくさんあります。これらのサービスを利用するときに申請書、これ申請書のコピーですけれども、申請書を出すことになっています。その中に同意書というのがあるのです。同意書という部分、名前書いて印鑑押すところがあります。各サービスの円滑な実施のために、私及び家族等の個人情報サービスを事業者または関係機関等に提出することに同意します。また、サービスの要件により必要な場合には、私及び申請に要する世帯の所得及び課税状況を関係機関に照会することに同意します。こういうこともあります。

それで、町長もおっしゃっていますよね。家族関係もそれぞれ、家族状況もそれぞれなんです。そこまで、そういう中でもサービスを利用したいというふうに申請をするという方は、それだけの理由があるからです。安易に行政の支援を受けたいなんて誰も町民の皆さんは思っていないです。御近所の方とか、友人だとか、家族だとか含めて、できるだけ支えていただいで暮らしています。でも、それでもこういうサービスがあるんだったら利用したいと言って申込みをされるんです。それにもかかわらず、先ほど申し上げたようなことが行われているとしたら、私はやり過ぎじゃないかというふうに思うんです。その辺の御答弁はいかがで

すか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 申請者に対しての聞き取りの関係、その中身についてかと思うんですけれども、議員も御存じかと思えますけれども、この申請にあたりまして、一つのサービス事業を実施するにあたって、決まりというんでしょうか、あまり難しくない要項というのも定めているところなんです。要項、申請にあたってのですね。そういったあくまでその要項の中身の利用条件、どういうふうな利用をなさるんですかという要項の中身に照らした中で、その見合う状況の確認行為の一環として聞き取り等をさせていただいているところも事実でございます。

そこで、あくまで利用条件の中身でございますので、今、大松議員が具体的に事例を出された事案についても、私、後ほど担当のほうから説明を受けているところでもございます。こういったところも含めて、利用者に対して誤解の生じないよう、あるいは失礼のないような形で、冒頭でも申し上げました、より丁寧な相談対応の徹底に努めていきたいと考えておりますので、ここは議員、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 様々なやはり公平、公正なということも考えての詳しい申請の記述内容になっているんです。やっぱりこの辺も、もっと本当に、大体さっき申し上げましたけれども、同意書みたいな欄なんかあると、ためらう方いっぱいいるんじゃないですか。そんなに面倒くさいサービスを利用するんでしょうか。そうではないと思うので、この辺の見直しなんかも含めて検討していただきたいと思うんです。

それで、今年度の在宅支援サービス事業の予算、これは793万2,000円となっています。前年度と比較しましたら、28万2,000円低いんです。これはどういう事情なのかということ、町長が執行方針の中で本当にこう外出しやすいくことを高齢者の皆さんに提供するんだということを書いていらっしゃるのに、何の予算で減ったか分かりません。こんなにたくさん在宅支援事業、先ほど申し上げましたけれども、あるんですから。でも、増えてしかるべきのかなと。去年に比べて増えていってこそ、求めていることとお金の使い方が一致するのかなと思うんですけれども、この減っている原因はまず何なのか。

それから、3つ目に、タクシーチケットと言いました、私。高齢者の方にタクシーチケット。これは住民の方からの以前からの要望なんですけれども、結局タクシーチケット、自分の足でお買物もしたいしというのあるんです。ただ、やはりそれは夏場はいいけれども、冬

になるととても、例えばお買物、日用品買う、食料品買うんでも大変だと。だから、せめて冬の間だけでも一月に1回、タクシーを利用して行けるようになったらいいなというのを何度か、何人か言われておりました。これであるにもかかわらず、65歳を過ぎても、70、75、80になっても、本当に必死で1人で暮らしている方たくさんいらっしゃいますよね。そういう方々が1人で歩いているのを見ると、本当に私、冬は大変だなと。自分の行く道かなとも思って見ているんですけども、そういう期限を切っても、冬の間だけでも一月に1回分の、全額じゃなくても、一部補助することだとかということも、こんな難しい申請書を書いて、何だか本当に頼むのが悪いような感じで利用していただく、こういうことも必要だと思いますけれども、そのタクシーチケットで自由に好きなときに使っていただくというのもあってもいいのではないかと。その方法はいっぱいあると思います。冬の、冬と言っても北海道は6か月ぐらいは本当に大変ですから、なかなか大変な事業になるかと思うんですけども、そういうことも検討してはどうかということで申し上げているんですけども、改めていかがですか、さっきの予算の関係と。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 私のほうからは、在宅の予算の関係についてお答えしたいと思います。

在宅生活支援のほうの予算につきましては、今年度減少している部分については、入浴サービスを使っている方が今減っているというところがありまして、その部分で、結構なそれで予算がかかるものですから、その部分で今回の対象者の見込みから減らしているというところで減っております。

外出支援のほうについては、特に増減はさせていないというふうになっております。

あともう1点、ちょっと同意書の関係だったんですけども、同意の部分です。個人情報の同意の部分なんですけれども、やはり個人情報保護条例というものがありますので、その中で個人情報の同意を得ていないと、例えば外出支援サービスで、社会福祉協議会さんのほうにこの方が利用するという情報も与えられないということがありますので、そういった意味では最低限の同意は必要なのかなというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 同意の関係については、先ほども申し上げましたけれども、より分かりやすいというんでしょうか。不安とか心配が起こらないような形での対応というのを改めて考えていければなと思います。

それと、予算の関係も総額的な中でのつかみというか、内容の充実ということは、これは決して忘れてはおりませんので、その辺もつかんでいただきたい。

それと、高齢者へのタクシーチケットの交付の関係でございますが、今回について、御承知のとおり、先ほど答弁でも触れたかと思いますが、第8期の高齢者保健福祉計画、そして介護保険事業計画ですか、これの策定に伴ってアンケート調査、この中でかなりウエートを、外出送迎システムの関係についても回答が多くなっているところでもございます。今、スタートしたばかりでございます。こういったところも含めて、地域内の、先ほど大松議員も提案のあった中身も一つでございますけれども、実態というんでしょうか、状況把握。さらに、お声というのを聞きながら、調査研究を進め、この地域に適した対応というのに努めていきたいなと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今年度の執行方針の中で、やはりそういう外出支援の事業、本当に充実させていきたいというふうに町長はおっしゃって、そういう思いで書かれていると思いますし、本当に仕事として忠実に執行したいという思いで職員の方は取り組んでいらっしゃるんだと思うんです。しかし、申し込んでいる、受け取る町民の側にすると、それが本当に時には自分の内心を侵害されたような、家族関係を、いろいろな家族関係あるんですから。親子であろうと、きょうだいであろうとあるんですから、そういう中で本当に自分を責めてしまう。こんなことでこんな思いするなら生きていきたくないみたいに思う人だっているんですから。だから、そういう高齢者の思いに寄り添ったサービスの提供をしてこそ、やっぱり感謝もされるというふうに思いますので、ぜひとも、私、調査研究というのあまり好きじゃないんです。調査研究ばかりしていて実行しないというふうにならないように、早急に実施していただくことを求めて終わりたいと思います。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種の現状と課題ということで質問させていただきますが、まずもっては、今回のウイルスで新型コロナウイルスに感染し、お亡くなりになりました5名の方々に心より御冥福を申し上げます。

そしてまた、それに関連しまして、介護従事者、医療従事者の皆様方の献身的な活動につ

きましても、改めて感謝を申し上げさせていただくところであります。

さて、質問の内容でありますけれども、現時点での65歳以上の希望調査数、希望者、割合、接種状況の現状と課題について。

2つ目、ワクチンの入荷の現状と今後の見通しについて。

3つ目、65歳未満の接種、集団接種の方法について。

これまでの経過より集団接種の課題はどのように考えているか。基礎疾患のある方の接種方法を見直す考えはないか。

4番目、ワクチンの予約キャンセルで余剰となったワクチンの接種者の選考手順はどのように考えているか。事前に公表してきたか。

5つ目、ワクチンの入荷が見通せるのであれば、繰り越してきた予算でワクチンの接種の打ち手を確保することがコロナ対策に一番有効な対策になると思うのですが、考えをお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 新型コロナウイルスワクチン接種についての御質問でございます。

1番目の現時点での状況としてでございますが、65歳以上の希望調査数は3,025人、希望者は2,518人の83%であります。6月18日現在の町内施設入所者を含む1回目の接種率は84.5%となっており、集団接種はおおむね予定どおり進んでいるところでございます。

2点目のワクチンの入荷の現状としてでございますが、これは6月前半の段階でございます。ワクチンが町で希望していたとおりの分配にはない状況でもあります、6月前半。配送計画についても、1か月先の計画しか示せていないところでもございます。そういったことから、接種日程を確実に今後組み立てることが結構難しい状況にもあるところですが、引き続きそれぞれの町、それぞれの自治体で希望に見合うワクチンの供給についても、随時ですけども、国等に求めていくこととしているところでもございます。

65歳未満の集団接種につきましては、入荷するワクチンの予測から、無理のない日程というのを設定し、今月中には決定をし、接種券の配送を順次開始していきたいと考えております。全町民に向けましては、今日、本日チラシが配られているかと思えます。

65歳未満につきましては、ウェブだとか、LINEだとかも活用しながら、各自で日時を予約する方式も考えております。基礎疾患のある方から先行して予約をするなど、段階的に予約を開始することで、予約時の混雑というのを緩和していきたいと考えております。

ワクチンの余剰の対応でございますが、ワクチン接種会場従事者、さらには居宅介護事業

所等で未接種の方に受けていただいているところでもございます、この間。現在のところ余剰分は全て使い切る対応ができておりますので、事前公開して募集するような形は取っていないところでございます。

ワクチンの打ち手の問題でございますが、むかわ町におきましては、町内の医療機関の全面協力を得て、順次接種を進めてきております。ワクチンの入荷状況、そして接種に関わる準備等、事前準備等々もあるため、打ち手を確保することで接種の完了が早くなる状況ではありませんが、この体制にて、できる限り早く接種が完了できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

○7番（野田省一君） くしくも今朝の新聞で、私が質問したことが大体分かったと、新聞の折り込みで。

そんな中で、まず1点目ですけれども、今回最大のボトルネックになっているのは、ワクチンの入荷が見通せない、見通しづらいということなんだろうと、事前にこういうお話を伺ったところなんですけれども、むかわ町で考えると、全体で51名の方が、ああ、もっとか。累計で53名ぐらいになるのかなと思うんですけれども、比較することがいいのか悪いのかは別として、10万人当りに換算すると、これ統計数値的に何の意味もない数字になりますけれども、10万人に換算すると400人、500人ぐらいになるのかなと思っています。500人以上にはなると思います。数値的に何の意味もないですけれども、ただ、そういうことを勘案していただいて、道などにワクチンの、やはり町民の方が不安に思っていることは、これは事実ですので、やはり不安解消を取り除くためにはワクチンの早めの接種ということが必要なのかなと。できればそういう事情も考慮していただいて、ワクチンを早めに頂くことはできないのかと。そういうような要望活動あるいは試みはなされてきたのか。このことについて1点お伺いをしたいと思います。

それと、2つ目でありますけれども、基礎疾患のある関係の話ですけれども、接種方法見直す考えはないかということ、これは事前にちょっと委員会でもこの問題取り上げて、そのときには基礎疾患のある方は事前に、要は御自身の都合で電話またはウェブ予約をしてくださいというような説明だったものですから、それ以上のことがなかったんで変更しないかというふうに取り上げさせていただきました。それと、まず1回目そこで。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁でも触れさせていただいたかと思っておりますけれども、ワク

チンの需要に対しての供給、これは各自治体においてもばらつきがあります。7月までに何とか65歳未満の方々を全国で終わらすんだといった意気込みで、混雑して集中した時期ともなっていての入荷の押さえというんでしょうか、その辺での見込みに対して、希望に対して供給量が見合っていないというところもあります。

そういったことから、要望何もしていないのかということではなくて、我が町におきましても、随時、北海道の関係部局あるいはその上の方も含めて、一日も早く、菅首相ではございませんけれども、国と地方というのが一体となって、希望する人に一日も早く接種ができるように取り組むと。こういった姿勢も受けながら、むかわ町におきましても、必要とする量は安定的に供給していただくよう国等に求めていくことが今後必要と考えております。これまでも求めてきております。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 基礎疾患を有する方についての優先についてですけれども、基礎疾患を有する方、私のちょっと説明も分かりづらい部分があったのかと思いますが、基礎疾患を有する方について、こちらのほうで全てを把握するというのは難しい状況があります。今日のチラシでも御覧になったかと思いますが、かなり幅広い疾病がこちらに含まれておりますので、こちらを有しているかどうかというところを全て考えた上でこちらから御案内するというのは難しいという状況がありますので、今回の申込みにつきましても、先行予約という形で、基礎疾患を有しているということをこのチラシを見て自分で判断をさせていただいた上で早めに予約をしていただくような対応ということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） コロナ感染対策、場内換気のために10分間休憩をいたします。

再開は11時10分。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 引き続きになりますけれども、まず、先ほどの1回目の質問のときに、

1番目、1-1というか、現状は説明を受けたんですけれども、課題についてはどのように捉えていたのかという部分をいろいろとこう問題あったんでないのかなと思っていたんですけれども、問題というか、課題があったんじゃないかなと思うんですけれども、その課題を整理することによって、65歳未満の方々に接種するためのヒントになるのかなと思っていたんですが、課題について、あればお伺いをしたいと。

それと、ワクチン予約余剰分ですけれども、どの程度余って、今回の65歳以上の場合どの程度余って、会場の関係者に打っていったのか。できれば、キャンセル等の余剰ワクチンは教職員だとか、保育所だとか、児童クラブとか、そのようなところの関係者に打っていくということも必要でないかなと思っているんですけれども、次にやはりそこを早めの接種してあげたいという意味もあるので、その辺どのように考えているか。

それと、3つ目ですけれども、今朝、くしくも、本当に一般質問の回答をいただいたようにチラシ入ったんですけれども、いろいろとこう予約をウェブやLINEでやりますよとなっているんだけど、それから、町のホームページで随時情報更新中ですよというふうになっているんですけれども、ちょっと細かい話で申し訳ないですけれども、QRコードをつけていただいて、読みやすい、そういった方々が読んでいただけるような環境も提示すべきではないかなと思ったんですけれども、まずその3つについてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず、集団接種の課題についてですけれども、大きな課題というところよりも、細々した小さな課題についてはいろいろと内部ではありました。その部分につきましては、毎回その都度話し合いをしながら改善をして進めてきたというところがありますので、大きな混乱はなく過ぎたのかなというふうに感じているところです。

あと、2点目の余剰分の対応につきましては、余剰のほうにつきましては、1バイアルが5から6というところで、最後のほうは大体6人分、1バイアルで6人分取れるというところがありましたので、1バイアルを開けてしまって、例えば1人しか打たなかったら5人分が余剰として出るというような考え方になります。そういう中では、全く出ない日も何日も続いたりとかしましたので、1日に本当に1人から5人ぐらいな形の余剰分が出たというところで、そこにつきましては、接種会場の従事者または、今は学校の先生であったりとか、児童福祉施設の職員のほうにもお声をおかけしながら受けていただいているところがあります。そのような形で、全て破棄することはなく使うような形で取っております。

あと、3点目のQRコードにつきましては、こちらのチラシには載せておりませんけれど

も、個別通知の案内文書のほうにはQRコードを載せておりますので、そちらのほうから入っていただいて予約ができる体制になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 大きな課題はなかったということだったんですけども、当初の予定では、穂別地区と鶴川地区もほぼ同時スタートにして、同時に終わるのかなというような試算が示されていたのかなと思っていたんですけども、これやはり18日ぐらい開きが出たんですけども、人数的な分でいくと穂別のほうが早く終わるのかなと思っていたんですけども、こうなった経緯というのもちょっとお知らせをいただきたいと思っています。

それと、今回の質問で大きな課題としては65歳未満の方々をいつまで終わらせることができるのかな、早く終わる見通しができるのかなと、今後のその見通しについても1点伺いたい。

○議長（小坂利政君） 菅原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（菅原光博君） 私のほうから穂別地区の接種時期が鶴川からよりちょっと遅れたという部分につきまして説明させていただきたいと思います。

まず、要因の1つ目としましては、医療体制の違いが要因として挙げられます。通常診療を継続しながらの集団接種となりますことから、接種時間、穂別地区につきましては午後からの接種となりますし、曜日も月・火・木ということで、週に3日ということに限られたというところがございます。

また、2つ目の要因といたしましては、施設の接種人数が鶴川地区よりも多かったというところがございます。愛誠園をはじめとして、誠光、誠和等を含めまして、全部で250名ほどの接種が行われております。

また、施設からの要望もございまして、副反応のこともございますので、日程を1日とはせず、4日間ということで設定してございます。この辺りが一般の接種が遅れた要因のまず一つとしても考えられます。

あと、3つ目としましては、穂別地区におきましては、5月に乳幼児健診と巡回ドックが予定されておりました。また、6月には結核・肺がん検診がございまして、これら結果的には、乳幼児健診以外は緊急事態宣言で中止になりましたけれども、こちらの日程も考慮しながら組んだ結果、このような形に、穂別地区のほう若干遅くなったということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど担当のほうからワクチン接種についての課題等々について触れられたかと思うんですけども、これ、議員お分かりのように、今回の業務というのは過去に例のない、通常業務にはない気の遣ったもの、そういったところで、接種に至るまでの例えば協議だとか、関係者間の問合せの対応あるいは広報、案内発送、そして予約システム処理、会場の準備、設備等々、こういったところでの気の向き合い方というんでしょうか、使用している時間というのも相当数のものがあるということは御理解願いたい。

それと、今回のワクチンの65歳未満の接種に対しての終了は、むかわ町として集団接種はどの程度考えているのかということでございますけれども、町では、今日のチラシにもあったかな。65歳未満の優先予約の関係で、基礎疾患のある方、それと併せて、各学校教職員及びこども園、保育園等の保育士等の先行接種というのを予定しているところでもございます。そして、先ほどから申し上げているように、町が要望している量に見合うものが、今度は第9クール以降となるかと思うんですけども、そこに合致するよといったようなことになれば、私としては今の段階、9月中、9月の末までには何とか終了できるのではないかなと考えているところです。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 課題の中での話ですけども、ちょっと出るかなと思って出なかったんで、穂別地区での話になりますけれども、3回目の、何回目かな。要は6月21、22日分の接種に関してなんですけれども、接種券が2週間前に配られますよということで案内は来ていたので、おおよそ2週間だかを書いてあったと思うんですけども、それで、町内の65歳以上の方たちの中に、やはり今回の6月21、22日に接種する接種券が、たしかこの2週間前ぐらいまで来なかったと。その中で、やはり自分たちに接種券が来ないもんですから、随分私も町民の皆さんに、まあ大した数では、それでも4人から5人はいたと思いますけれども、四、五人の方から私来ないんだけどどうなっているんだというような状況があったと。ちょっとその辺、担当にも確認させていただいたら、やはり随分電話での問合せはあったよということで、いろいろな不安を持って、私出したんだろうかという、あるいは、出したけれどちゃんと手続きしていないんじゃないかというような不安を持っていたということがあったので、今回そのことも反省点に入れていただきながら、65歳未満の方も対応していただければと思うんですが、その点についてお伺いをしたいと。

それと、今、町長からありました9月末までに、1日でも、1週間でも早く、ワクチンさ

え供給されればなるように期待をしていますし、最初に申し上げたワクチンの入荷量を何とか、やはりこういった現状ですので、町民不安がありますので、一日も早い入荷を願っているところでもあります。その1点だけ質問をお願いします。

○議長（小坂利政君） 菅原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（菅原光博君） 私のほうから接種券の発送についての件につきましてお答えさせていただきます。

接種券の発行につきましては、まず、2週間前という設定ですけれども、接種券をまず紛失しないこと、また、接種日程を忘れずに確実に来ていただくという意味合いでこのようにしてございました。実際ちょっと接種券につきましては、若干遅れた部分もございましたが、これに関しましては、穂別地区の高齢者施設のクラスターがございまして、職員接種等を早急に進めるという必要がございまして、その辺りで職員ちょっと若干混乱した部分もございました。そういった部分で、日程を組む際に発送に若干遅れがあったということで理解しております。ということで、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 今の2週間前というところですが、若干遅れがあったということで、おわびするところではありますが、このいろいろなクラスターとかの中で、職員もちろん夜も休日も出ている中で、しているところで、一生懸命やっているということはちょっと御理解をいただきたいと思います。

それから、今後の部分につきましては、2週間前の通知ではなく予約制ということで行っていくしますので、この点は払拭されるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 冒頭にも申し上げさせていただきましたけれども、職員の皆さん、関係者、一生懸命努力されていることは十分感謝の意を持っておりますので、その部分はお伝えしていきたいと思っておりました。

それで、要はそういった方がやはり私のところに5人ぐらい来たと思ったんですけれども、その時点で、早い段階で町のほうに確認させていただいて、あまりわあわあ騒いだら申し訳ないなと思っていたので、確認させていただいたら間違いなく出しますよという話だったから、そのことをその方々にそれぞれお伝えしていったという経緯もございましたので、今後にかかしていただきたいなと思って、今回あえて質問させていただきました。

それと、先ほどのワクチンの入荷が早まることを期待して、次の質問に入ります。

2点目でありますけれども、医療従事者、介護従事者の感謝の慰労についてお伺いをいたします。

町内の医療従事者、介護従事者の皆さんは、感染リスクが高いクラスターが発生の中、収束に向けてウイルスに立ち向かっていただいております。クラスター収束時には、町民挙げて感謝の意を表すことが必要だと思われまます。町民から従事者に感謝の気持ちを、町独自の感謝状など町より寄与することを提案するが、何か考えがあればお伺いをしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 行政報告の冒頭でも触れさせていただきましたが、穂別地区の高齢者施設におけるクラスターの発生におきまして、対応に当たっておられる全ての関係者の皆さんには、刻々と変化する中で連日の懸命な対応による感染拡大防止の取組、そして、自らが感染のリスクというのがある中で、療養されている方々の命と暮らし、これを守っていただいておりますことに改めて感謝と敬意を表すものでございます。

関係者の皆さんの懸命な努力というのが続いていることに対して、町としましても、町民の皆さんに向けて、連日の情報提供に努めているところでもあり、併せて、感謝の意を込めたアナウンスというのもこの間実施をしてきているところでもございます。

施設の健康観察期間というのがまだ定められていない状況でございますが、一日も早く穏やかな日を取り戻すために、クラスターの終息を願う思いは議員も私も町民の皆さんも同じであると考えているところでございます。

現段階におきましては、従事される方々への慰労金支給の支援、これを今回の補正予算で、に提案をさせていただきたい。その労に報いるものとして予算提案をしておりますので、まずは御理解をいただきたい。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 関係者の方々には、本当に努力に頭が下がる思いですけれども、内部的に従事している方から直接お電話でいろいろとお話を聞かせていただくと、本当に悲痛な思いで闘っていただいていることをひしひしと感じているところであります。

そんな中で、町長も御存じかと思われまますけれども、町内の婦人団体の方々が感謝の意を表すという意味を込めて、慰労の意を持って差入れというような形でしているようなことが起きている。大変喜ばしいことだと思っています。やはりこの感染があったときに誹謗中傷にならずに、こういった気持ちを町民の皆さんが自主的にこうしていただいたということは、

非常にありがたいことだなというふうに感謝しております。そんな意味も含めて、もちろん国からの支援で慰労金、国・道通してなのかな。施設、今回従事した人たちには慰労金があたるということも決まっておりますし、ましてや、今回町からそれ以外に慰労金という形で、これから補正予算で上がってくるものでありますけれども、そういう形もありますけれども、金銭的なことはもちろん、皆さんに対して感謝の意を金銭的なもの以外にしていこうというこの考えが、まだ収束してはいませんが、収束した暁にはそういった考えも必要だと思うんですが、その辺について考えをお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの議員のほうから御案内のあった婦人団体連絡協議会だとか、町内外の数多くの方々が慰労、ねぎらいの言葉を直接園のほうに届けられていることは事実でもあります。残念かな、波はあるもので、これ世界的にも出口の見えない新型コロナ、未曾有の困難と闘っているところでもございます。私は、法律的には別にしても、自然災害とは違う感染症という災害の一つなのかなと捉えているところでもございます。そして、罹患する、しないは別にして、かなり大勢の人が影響を受けているのも事実でございます。この間でもございますけれども、今、北海道をはじめとする現地の支援本部というのが常設、そして職員は常駐して、日々これに向き合いながら闘いを進めているところでもございます。こういったところに対しても、私も直接的に会議等というのには別にしまして、Zoom等の会議の中にも参加させていただいて、御慰労をさせていただいているところでもございます。あわせて、横山理事長とは毎日お電話で状況確認、横山さんのほうから電話をいただいております。さらには、穂別の診療所、医療の嘱託医として前面に立っている夏目所長とも直接的な言葉あるいはメール等々でもやり取りをさせていただいているところでもございます。

先ほど申し上げましたが、集団感染の収束というのがまだ見通す状況ではございません。健康観察期間も定まっております。収束後において、ぜひこの一つの区切りとして、施設の従事者及び支援いただいている関係者の皆さんに、私のほうからも直接お会いして、感謝の意というんでしょうか、そういったお礼の言葉というのもぜひおかけしていければなと思っているところでもございます。感謝状については、今のところ考えておりません。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まだ収束前のことなので、確定できないこともいろいろあるかと思えますけれども、その暁には、感染が収束した時点で、やはり何らかの、今、町長はお言葉をかけてということもありましたけれども、どんな形になるか分かりませんが、関係者

に敬意あるいはねぎらいを何とかしていただければなというふうに思いますので、続けて考えていただければと思っています。

それと、何はともあれ、まずはワクチン接種、これが一番かなと思っていますので、続けて、何回も言って申し訳ありませんけれども、ワクチンの入荷を強く道・国に要望していただいて、町民の不安を解消していただきたいと思いますと思っています。

以上で一般質問を終わります。

◇ 東 千 吉 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東千吉議員。

○1番（東 千吉君） 1番、東千吉です。

通告に基づいて一般質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず、質問事項1、コロナ禍におけるワクチン接種及び円滑な経済活動のための継続的な支援について。

具体的には、①安心安全のためのワクチン接種の進捗状況。

②感染症防止対策に関し、町内で効果的な対策を講じている事業所を紹介することにより、有効な対策が町内に浸透すると思われるが、行政としての対策はどのように考えるか。

③緊急事態宣言中ではちょっとないですけれども、休業補償等の支援金が支給されるが、長期化を見据えた対策も必要と考えるが、行政としての対策はどのように考えるかでございます。

まず、①につきましては、さきの町長の行政報告と、それから、野田議員の一般質問に重複をいたしましたので、これを割愛いたします。

②の関係でございますけれども、前の議会で見回り隊の設置等の進言をさせていただきました。現場が今どうなっているか、ここをまずきちっと把握をしながら次の対策を練ることが大事だというふうに思っておりますので、そのことを進言をしたところでございます。

いろいろな事業所ございます。自分の見た範囲でもいろいろな感染症の予防対策を上手にやっているところ、あるいは、食事をしにいても、ちょっと大丈夫でしょうかという飲食店等もございます。それらのやっぱりレベルアップをしっかりと図っていくことに、誰かが、どんな形かは別としても、リーダーシップを取って、町内外の利用者が安心安全で物事ができる。こういう体制を一日でも早くやっぱりつくっていかなければ、当然経済は回っていか

ないわけですから、非常に長丁場でもありますし、さらに長くなるという懸念をしているところでございます。したがって、そういうことにしっかりとリーダーシップを取れるような形をしていただきたいという思いの中での質問でございます。

それから、この休業補償等の支援金の関係でございますけれども、今言ったように長期化が非常に予想されておりますから、前へ進める経済対策の支援、ここはもう遅かれ早かれやらなきゃいけないという部分では、通常エンジンが回るまでしばらく時間かかるという部分では、なるべく早く対策を取りながら前へ進める。このことが肝要と思いますので、このことについての質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の安心安全は、先ほど7番等の議員に答弁したとおりでございます。

2点目の質問についてでございますが、町独自の取組といたしまして、飲食店をはじめとする接客型店舗、これを営む事業者に対し、北海道スタイルの取組など、感染防止対策を実践するために用意した経費の一部を助成する事業というのも独自事業として実施をしてきているところでもございます。

言うまでもなく、マスクの着用、手指消毒など、基本的な対策を徹底することが効果的であると考えておりますが、紹介すべき効果的な、議員のほうからおっしゃられた対策の情報の収集、そして情報の提供、これは必要なことであると捉えているところでもございます。

3点目の御質問でございますが、コロナ禍における支援策、1番と重複しますが、国、そして北海道における各種施策が講じられ、情勢に応じて延長だとか、さらにはリニューアルされているところでもございます。むかわ町におきましても、独自の経済対策として経営支援金等の支給を実施してきているところでもございます。5月16日からの緊急事態宣言の影響を受ける事業所に対しましても、さきの緊急事態のです。受ける事業所に対しましても、繰越予算というの活用し、飲食店経営緊急支援金、そして商工業経営支援金を支給することとしているところでもございます。

残念かな、現段階、新型コロナとの闘いというのがいつ終焉するのかは不透明ともされております。長期化していくことも懸念されておりますが、まずは感染の拡大防止というのを最優先としながら、国、そして北海道における各種支援策の充実・継続を、これは国・道に対して要請をしていくとともに、町独自としての対策に必要な財源の確保につきましても、併せて要請を行ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

す。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 町長の今おっしゃられたこと、全くそのとおりだと思ってございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

加えて、やっぱり現場の状況の収集あるいはいいところの情報提供というのが非常に大事です。歩くこと、今、いわゆる見守り隊の設置が非常にコロナ禍の中で困難とあれば、何かの形で手段を講じて、コロナの防止、感染症防止を取りながら、そのことを前へ進めるということが大事かなというふうに思っております。飛沫防止のパーティションの位置なんかもそれぞれの事業所が独自で考えているのかと思うんですけども、行った場所、いや、いいところにカーテンしているとか、ここはどうなんだろうというところも結構あるんですよ。そういうのを本当であれば事業者個人がいろいろなことを見ながらまねをして、いい対策を講じるということは大切なことです。しかしながら、それを情報提供として、何らかの形でリーダーシップを取りながら提供していける。そういう形がやっぱり行政としてあったら、町全体としてレベルアップできるというふうに私は思っているんです。そのことによって、町内の利用者も安心できるし、町外から来た人も、ああ、なかなかむかわ町しっかりやっているねということで、安心して町へ来てくれる。今はちょっと往来難しいですけども、そういうことを踏まえて、事前にやっぱりそういう対策を何かの形でリーダーシップ取る組織体が必要だというふうに思っております。町長の言ったところから一歩進めた形のそういう情報の収集、提供について、改めてもう1回伺いたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前後するかもしれませんが、このコロナ、2年間です。先般、この間ですけども、商工会での感染症の拡大による影響、商工会のほうのです。影響調査の実施というのも行ってきているところなんです。それと併せて、町としてもこの間、随時町内の店舗、それと金融機関で商工会等への全体的な聞き取りというの、取り巻く地元経済の状況の確認とその把握に努めてきているところでもございます。

あわせて、今現在、町内の中、これは感染症対策に向けての本部体制というの、各町内の関係機関も含めた中で、随時会議を開いてきているところでもございます。こういったところでの情報のしっかりとした現状を捉まえた中での、そして、本来である情報の伝わるということ意識した中での情報の伝達、こういったところは引き続き努めていければなと思ひます。

また、コロナ対策、これは言うまでもなく最優先重要課題として町も捉えてきて、まずこれを取り切ろうというところでのその先につなげるまちづくりというの、東議員、これは先般御紹介した第2次のまちづくり計画におきましても、町民の皆さんの思いと、そして参加で策定され、今年度がスタートの年ともされている中であります。こういったところも踏まえて、もうインコロナでございます。そして、ウィズコロナ、あまり使いたくない言葉でございますけれども、そして、アフターコロナというんでしょうか。こういった中での、見守り隊とはいきませんけれども、町民参加の中での段階的な共有を図りながら、価値の共有を図りながら、まちづくりにも生かしていければなと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 町長の思いどおり、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。見守り隊、恐らく人が動けば感染症の拡大も懸念しなきゃならないということありますから、いろいろな工夫をして、例えば情報でこうやる、あるいは電話でやるということで、スピード感を持ってお願ひしたいというふうに思ひます。そこそこの事業体聞いてみますと、行政等からのそういう電話あったかいと言ったら、いやちょっとというところ結構あります。末端までしっかりとやっぱりそのレベルアップを図るという意味では、どんな小さな事業体でも町内外の利用者がいるわけですから、そこら辺を徹底して防止対策に取り組んでいただきたい。ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。この件は答弁は要りません。

次の質問事項、2、著しい人口減少における地域産業での対策についてでございます。

私のほうは穂別地区の関係でございますけれども、具体的には商工業者の年齢も高齢化し、今後閉店する商店等も想定をされております。将来的な買物弱者の対策と併せて、地場産品等の販売PRを行う拠点の整備等も必要と思われるが、行政としての見通しと対策はどんな形になっているかという内容でございます。

私の受けた情報によりますと、実は来年早々にエコープ、苫小牧広域のエコープ穂別店が閉店となる形になりそうです。エコープ店は、結構地区の町民の利用度がほかの店舗よりも高うございまして、非常になくなることに懸念を示している利用者が多いです。

加えて、農協の組織でございますから、地場産品を含めた農畜産物の拡販、PRの拠点でございます。この店舗がなくなることによって、その地域の農畜産物のPR、拡販が非常に難しくなる。苫小牧広域の本店、厚真でございますから、もう1店しか店舗なくなるんですね、苫小牧広域に。全てを厚真店で扱うという形になるんです。例えば、追分のアサヒメロンも厚真店、穂別のメロンもカンロも厚真店、ナガイモもしかりです。そういう形になるこ

とで、地元のいわゆる商品のPRあるいは拡販に非常に難しい点が出てくるというのが1点です。

それから、加えて、穂別の地域の方たち……

○議長（小坂利政君） 東議員、ちょっと通告に基づいた質問に限定していただきたいと思っておりますので。

○1番（東 千吉君） 分かりました。私が言いたいのは、以前から穂別の進化させる会でショッピングモール等の提案を行政等にもしていたやに思っております。地域の商工業者の年齢高齢化、それから、投資の限界、これらを含めて行政がいわゆる店舗あるいは直売所等の、鵜川地区でいいますと、ぼぼんた市場みたいな形にちょっとこう形を工夫した内容です。そういう部分を穂別の地区にぜひとも設置できないか。これは部署をまたいでの話になりますから、トップの判断が非常に重要な点でございますので、まずはここをお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） それでは、議員の質問用紙に基づきながら答弁をさせていただきたいと思っております。

穂別地区の地域産業対策についての御質問でございます。

議員御承知のとおり、本町におきましては、引き続きの少子高齢化、人口減少が進行している現状から、商工業者の減少というのも懸念されているところでもございます。

昨年度、これも御案内のとおり、両地区のまちなかをどのように再生していくのか。まちなかの活性化、その取組と在り方の検討というのを要請しまして、本年の2月に両地区でのまちなか再生検討会というんですか、ここからの御提言をいただき、その内容を踏まえて、本年の3月にむかわ町まちなか再生の基本構想というをもう策定しているところでございます。

まちなかの再生につきましては、今現在、震災からの創造的な復興だとか、そして地方創生に向けたむかわ町復興計画でお示しをした方向性、ここではなりわいとにぎわい、交流の創出による産業の、そして経済の再生を図っていくんだといった第2次のむかわ町まちづくり計画に位置づけされているそれぞれの地区の市街地というんでしょうか。町並み全体ではなくて、まちなかといったところに焦点を絞りながら、拠点施設の整備、さらには、穂別地区においては交通弱者、議員提案の買物弱者への支援というのが、これも既に重点プロジェクトとして展開方針に示されているところでもございます。

まちなか再生検討組織におきましても、穂別地域の特性というのを生かした拠点整備のニーズというのが求められております。地元の商工会との連携というのも図りながら、買物弱者の対策、そして地域コミュニティの醸成も含めて、基本構想の具体化に向け、専門家の支援の下に調査・研究・実証実験というのを今進め、今年度に基本計画、基本構想をさらに具体化する基本計画の策定を予定しているところでございますので、ぜひ御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） まちなか再生協議会の報告会、これ、私も参加させていただきました。いろいろな一定期間の中で多くの分野をつくりながら、地域の代表者が非常にこう綿密に検討して、報告をしてくれたところでございます。その部分に、今、私が質問している内容は具体的にそこまでいっていない部分がございますので、今、町長にちょっと判断をいただきたいという判断の内容でございました。

いずれにしても、この買物難民等については、以前もバス、公共機関を利用して鶴川へ出てきて買物する例をちょっと議会で話をさせていただきましたけれども、そのバスのスケジュールについても何とか工夫して、買物をする時間を確保するようなバスのスケジュール何とかならないかということを質問させていただきましたけれども、そこちょっとまだなっておりません。

うちに実は技能実習生と労働者のベトナム人いまして、鶴川へ買物に来るんですね。そうしたら、パセオが時間的にぎりぎりということです。買物するときに、自分たちが買うものをぱっと書いて、そして買物してすっと出ないとバスに間に合わないという、これは若い人ですけども、そういうふうになる。年配の人が買物袋両手にぶら下げて、バスに乗って帰ってくることを大変さは、やっぱり非常にこう見ていて思うものがあります。

加えて、地域の住民がそういう足のない人の足になって、車を提供して買物に出るケースも多くなってございました。そこをしてみると、本当にこう1つの車に3人ぐらい乗せてこう送り迎えするわけです。ところが、その運転手すら高齢化になってきて、なかなか難しい状態になっているんです。バスもでかいバスだとなかなか路地に、バスの運行スケジュールもあるからですけども、路地に入れない。停留所で降りたところで、家まで買物袋を持って歩くことのしんどさ、この辺はやっぱり何とかしなきゃいけないという思いが強いです。そういう部分も含めて、この対策についてももう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど答弁の中にも触れさせていただきましたが、今、むかわ町の第2次のまちづくり計画の重点プロジェクトの中に、まちなかの再生というのを両地区の再生プロジェクトとして位置づけているところでもございます。具体は、この場においては避けさせていただきますが、そのまちなか再生プロジェクト、ぜひもう一度お読み取りいただきたいかと思うんですが、大きな検討課題の中に、穂別市街地を中心とするまちなかの再生においても、交通弱者、それと買物難民への支援ということは頭出しをされておりますし、一つの検討課題として捉えさせていただいておりますので、この辺のところも、先ほどの基本構想から基本計画の段階に至る中で、もう少し深みのあるものに進めていければなと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ぜひとも前へ進めていただきたいというふうに思います。

なかなか時間のある中で、制約されてきて時間も狭まるというところもないわけではございません。一刻も早く対応、全部最初からやろうということはできないと思っているので、できるところから優先順位つけて、ここからだど町民の理解得られるねと、利用者の何かちょっと手助けになるねというところから、一步一步やっぱりやっていただきたい。そういうことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂利政君） 昼食のためしばらく休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村修議員。

○11番（北村 修君） 第2回定例会にあたりまして一般質問をさせていただきますが、今回はコロナ対応で、できるだけ時間短縮ということでございまして、私どももその要請を受けまして、コロナ問題について、私が共産党議員団を代表して質問するということになりま

した。よろしく申し上げます。

最初にであります、コロナ感染対策についてで、残念ながら穂別で、高齢者施設でクラスターが出されて、残念なことであります。とてもつらいことであります。私はここで、私からも亡くなられた方々と家族に対して心からのお悔やみをまず申し上げたいというふうに思います。

そして、その上で、何よりもこの今回のコロナ禍で家族を失った方の中で弔問でお聞きしましたところ、せめて専門病院に入院させてあげたかった、治療を受けさせてあげたかったという言葉が漏れました。私はこの亡くなられた方々の多くがそうだろうというふうに思います。こうした事態にあることに対して、本当にこの不自由さ、国の医療の情けなさを強く感じたところでございます。

そういうことを持ちまして、掲げています3点について質問をさせていただきます。

第1点は、ワクチンの問題でございます。

これらについては前議員、さきの質問者の中からかなり出されました。私も同じような通告をしておりますが、大体のところは明らかにされておりますので、特に私からはワクチンに関連いたしましては、医療従事者はもちろんでありますけれども、福祉施設、高齢者施設等々、いわゆる優先的に接種をして事態を安全にという形の中で行われて、先ほどからの答弁の中でも幾つか出されてきておりますが、これが我が町としてはどのようなところで決めて推移をされてきているのか、それをちょっと具体的に明らかにしておいていただきたいというのが第1点でございます。

あわせて、この問題では学校の教員や保育関係、こうしたところへの対応というのもどうなっておるかということも含めて、ワクチンの問題についてまずお伺いしておきたいというのが第1点、ワクチンの問題であります。

2つ目には、高齢者施設等における社会的な検査を抜本的に拡充すること、さらに、保育園、学校などの対象を拡大することが求められているのではないかと。その中で、無症状者に焦点を当てた検査も必要ではないか。

関連して、町内高齢者施設でのクラスターに関わっての対応経過と学ぶべき教訓、課題について伺います。コロナ専用病床に入院できなかったなどの課題がありますがということで、お聞きするものでございます。

3点目には、自粛要請などの影響を受ける中で、事業所、事業主等への十分な補償ということが求められているわけでありましてけれども、かなり進められている点がありますが、こ

これらの対応、今後の課題を含めて質問するものであります。併せて国などへの要請も踏まえて行う必要があるなというふうに思っておりますが、そこら辺についてまずお伺いするものでございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、ワクチンの接種の関係については、7番議員の質問で答弁したとおりでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

2番目の関係でございますが、初めに高齢者施設等への社会的な検査の拡充についてでございますが、町内施設でのクラスター発生を受け、介護事業所をはじめ、福祉施設、そして学校、こども園においてもPCR検査を実施することとして、現在執り進めているところでございます。

次に、町内高齢者施設でのクラスターの対応経過について御説明を申し上げます。

5月17日に穂別地区の高齢者施設におきまして、利用者1名の感染が確認されてから、これまで利用者43名、職員8名の陽性が確認されているところでもございます。そのうち、残念ながら5名の入所者の方々が亡くなられております。

この間、保健所指導の下、PCR検査の実施、感染の拡大防止対策、穂別診療所の協力の下で感染者への治療など、対応が取られてまいりました。

また、感染の拡大を受け、北海道・むかわ町・高齢者施設による現地支援対策本部を常設し、施設への支援対策などを日々協議してきているところでもございます。

次に、クラスター発生における課題についてでございますが、高齢者施設における感染の拡大防止対策の難しさ、介護職員の感染に伴う人材の確保、これらの困難性が挙げられます。また、うわさや憶測により、職員やその家族への偏見だとか誹謗中傷についても大きな課題と捉えているところでもございます。職員の心のケアについても今後支援が必要であると考えております。

最後に、コロナ専用病棟への入院についてでございますが、コロナ病床の逼迫により入院することができず、施設内での療養に至っているところでもございます。

施設内での療養につきましては、苫小牧保健所及び穂別診療所の協力体制の下、コロナ感染による専門病床での入院と同等の治療が懸命にされているところでもございます。

今後に向けましては、対策の強化を図るよう関係機関との情報の共有、そして、さらなる情報の収集に努めてまいりますので、御理解を願います。

3番目の事業主への十分な補償の仕組みの関係でございますが、1番議員の質問でも答弁

いたしましたが、外出の自粛、飲食店等における営業時間の短縮要請は、多くの事業所等の経済活動に大きな影響を及ぼし、国や北海道の支援策に加え、本町におきましても、独自の経済対策を実施してきたところでございます。

今後におきましても、国や北海道における各種支援策の充実・継続を要請してまいりますとともに、町独自の対策に必要な財源の確保につきましても、併せて要請を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか再質問させていただきます。

1つは、1番目のコロナワクチンの関係でございますけれども、最初に申し上げたように、いわゆる優先枠といえますか、そういう形の中で、本町としても医療従事者をはじめ、社協や、あるいは福祉施設に行っていると思うんですが、それらをどこまでやっていて、その中に学校の関係はどこまで、あるいは子どもたちの関係はどこまで入っているのか含めて伺っておきたいというふうに思います。

さらに、併せて、時間の関係ありますから伺っておきたいと思うんですけれども、いわゆる在宅介護従事者等々には、この辺は具体的にはどういう状況なのか。ワクチンの優先枠として入れているのかどうか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 高齢者施設の職員に関しましては、まず、施設の職員に関しましては優先的に実施をしてよろしいということで出されておりますので、施設の利用者様と一緒にタイミングでワクチン接種のほうは実施しております。

あと、居宅介護支援事業所の職員につきましても、こちらのほうも町の独自としまして、余剰接種対応ということで最初にさせていただいておりますので、もう大半の方が接種のほうは終了しているところになっております。

あと、学校関係者、それから児童福祉施設の職員ですけれども、こちらのほうは、現在、余剰のほうで、少しの人数ですけれども、ワクチン接種のほう対応しております、数人ほど終了はしているところです。ただ、なかなか人数が多いという関係もありまして、余剰分だけで対応するのは難しいというところがありますので、こちらはむかわ町独自に65歳未満の接種の前にその枠を設けまして、1日かけて接種するような形で考えております。それで、夏休み中には2回目も終わるような対応で考えていきたいというふうに準備を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

今、学校の関係で、教職員等々含めてやるということでございましたけれども、今2つ言ったと思うんです。1つは余剰で今やっているよというのと、それから、できれば夏休みまでという2つがありました。やっぱりこれは学校の教員なんかの皆さんには先行して、安全安心のためにワクチンを打つというのは大事だと思うんですけれども、その辺そういうふうになっていくのかどうか、もう1回確認させてください。

あわせて、保育園あるいは児童施設、放課後児童センターとか、そういうところの職員なんかはどのように考えているんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 学校の先生と、さらに認定こども園、それから放課後子どもセンター等を児童福祉施設の職員全て含めて先行して、65歳未満の集団接種の前に日程を設けまして実施する予定で考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

2つ目に、高齢者施設でのクラスターを含めてお伺いしておきたいというふうに思います。

まず、第1点は、専用病棟に入院ができずに、現状としては施設の中で隔離をするような形の中で回復を待つという状況のようだというふうに伺っておりますけれども、やはり冒頭申し上げたように、やはり家族からすれば専用病棟にということがなります。しかし、これは報道されて、さきにおっしゃられましたように、この苫小牧管内になっちゃいますけれども、ここももうそういう病床がない。さらに札幌圏ももう病床率が高い。こういう状況の中で入れないという状況なんですね、実際は。そういうことで、本当に入れないという形なんだろうというふうに思いますけれども、しかし、問題は、こういう施設で弱者と言われる人がかかったときに、病院にも入れないという事態を放置しておいていいのかという問題があると思っています。これは町だけの責任ではありません。基本的には国の政治の責任だというふうに私は思いますけれども、そういうところにきちっと意見を出していく。そして、それに対応させる。そういうふうに今迫っていくというのが大事だというふうに思っておりますが、その辺で町長としてどう考えているか、まず伺っておきます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭ですけれども、私も北村議員、今回残念かな、高齢者施設で治療、療養を受けて亡くなられた遺族の方のところにも弔問に行っております。直にお話もさせてきていただいております。行政報告のほうでも触れさせていただきましたが、町内高齢者施設感染者の発症については、議員も触れたように、これ全国的な課題でもあり、動きともされているかと思えます。緊急事態宣言、コロナ禍で、その感染拡大に伴い入院患者というのが増加。そして、病床の逼迫を受けて、今回北海道、保健所、そして当該施設、さらには地元の医療機関等々での状況確認、これを行いながら、介護サービスが必要とされております高齢者が感染したことから、保健所の要請によって入所する施設での受入れを行ってきているところでもございます。

御案内のとおり、介護施設、今回の場合は特養でございますが、常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者の皆さんに対し、日常の生活全般の介護を提供する施設であって、言わずもがなのことを言っておりますが、感染防止だとか、その治療、療養を目的につくられたものではないということは事実であります。

確かに緊急事態ということで医療提供体制というのは逼迫している状況は続いており、感染しても入院ができない、今回のような高齢者が施設にとどまって、複数の利用者に感染が広がったケースというのが全国にも広がっているところでございます。新型コロナに感染した場合、指定された医療施設、入院もしくは宿泊医療施設での治療、療養というのは原則と私も捉えているところでもございます。今回の、まだ収束には至っておりませんが、こういったところの実態をしっかりと見定めて、まずはクラスター収束に向け全力で感染防御に努めていく。この姿勢とともに、全国の実態把握をしっかりと踏まえた中で手厚い対策の拡充が必要と考えているところでもございます。これらも併せながら、しっかりとすべきところは国等に意見反映等々していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 我々自治体ではどうしようもないところもございますので、ぜひそういう点でお願いしたいということを述べて次にいきますが、私は今度の高齢者施設でのこの発生という状況を鑑みてみたときに、幾つかのことが言えるんじゃないかというふうに、見られるんじゃないかと思っているんです。

1つは、あの施設でも町の支援も利用しながら、ちゃんと社会的検査を既にやっていた。だから、感染予防としてはかなり高い水準で私はやっていたんじゃないかというふうに思えるんです。では、なぜそういうところにウイルスが入り込んできたのかということ。こ

こを我々、今、私ら素人が解明するというつもりはありません。ただ、やはりそこで考えられる、誰でもが思いつく、考えられる内容として、やっぱり外部から何らかの形でウイルスが入り込んだということは、これは高い水準で考えられるんじゃないかと思っているんです。じゃ、そういうことがどんなふうにして起こるんだろうかと考えたときに、例えば食事の関係の食材を食事業者が持ってくる。こういうようなことが結構出入りとしてあるようであります。こういうようなことが本当に大丈夫だったんだろうかと考えなきゃいけないと思っているんです。そう考えたときに、町で言えば、鶴川地区での特養ホームあるいは両方の学校給食等々がそういうことの対象として考えられます。私はそういうものも含めた、その出入りを含めたものに対するやはり検査をして、そこでの安心安全をまず確保していくということが問われるんじゃないかと思うんですけれども、そういう点での対応というのはどういうふうに考えているか伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この間も、今、議員触れられましたように、高齢者施設も含めて、PCR検査も併せた中での感染防止対策への町としての支援というのも行ってきているのは事実でありますし、今回も愛誠会自体も精いっぱい感染防止に努めながらここに来ているのも事実でございます。御存じのとおり、今、感染株というんでしょうか、コロナウイルス自体も英国からデルタのインドというんですか。今回の場合、道のほうでお聞きしますと、英国型のアルファというのかな、タイプとされているようです。感染の力というのも今までとはまた違う。さらにその後を追っかけて、インド型というのも、今、徐々に傾向が強まってきていると伺っているところでもございます。感染の早期発見、そして、早期対応。職場での感染防御とともに、不安払拭を図ることを目的に今回PCR検査の拡大というのも行ってきているところでございますので、念には念というんでしょうか。これに向き合うにはベストな方法というのはまだ見つかっておりませんが、できる限りの事前検査の徹底というのは向き合っていくことが必要とされてきているのかなと。今回のクラスターを通してでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今言われたような形で、ウイルスがいろいろな形で今変化をしながら出てきているわけです。そういう中に私は穂別も絡まってしまったんじゃないかと思っています。何よりもやっぱりこれは4月、5月と増えていく中で、最初にあった緊急事態宣言が途中でやめられて、そして、連休などが野放しがされるという状況になりました。そ

のことによって、北海道内に相当、沖縄を含めてウイルスが広がるという状況になりました。そういうことがやはり今回のクラスターにもつながってきたと。これはまさに政治の責任だというふうに私は思っていますけれども、やっぱりそういうことを考える上でも、先ほど申し上げた外部からの侵入等々への対応、町長もPCRで今やっていると言いましたけれども、本当にそういうことをやって、いわゆる無症状者の人をどうその中からかかっている人を発見していく。それがやっぱり抑えていく一番の要因になると思っています。そういう点では、さらなるそういう検査をぜひお願いしたいということを述べておきたいというふうに思います。

そして、時間の関係で3つ目に入りますが、自粛要請に伴う補償の問題でございます。

町として示されております緊急感染症対策として、13項目にわたって、この繰越金を活用して進めるという状況でなされております。その中で、私が特にお伺いしたいのは飲食店の関係です。これで1事業者10万円という形になっておりますが、これはいつ頃やるのか。もう既に、繰越事業ですから私はどんどん決めてやっていっていいんだろうというふうに思うんです。この後出てくる報告での繰越事業への報告の内容を見ますと、ほとんどがもう着手されているわけです。そうすると、こういうものもどんどん進めていいんじゃないかと思うんですけれども、その辺のスピードの問題はどうなっているのか伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問につきましてお答えを申し上げます。

飲食店に係る繰越予算を活用した事業の実施につきましては、この間、申請の主体をむかわ町商工会さんを経由して申請をしていただくということで準備を進めておりまして、本日から受付を開始するという形の中で、商工会さんとは事前協議は済んで、必要な告知を行う段取りが現在ついているところでございます。

飲食店につきましては、過去同様の支援金を交付してきた実績もございますので、ダイレクトに対象と思われる事業者さんに告知を行うということを実施いたします。

また、商工業の部分につきましては、売上げの落ち込み度合いによって対象となる事業者さん、そうでない事業者さんというのが出てきますので、今後、折り込み等を使いながら、事業が開始された旨というのを速やかに告知してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。それで、本日からその受付開始ということなんです

けれども、これは町の今示されている1事業所10万円というやつと、それから、20%落ち込みの場合の10万円と、これのことなのか。それとも、この間の緊急事態宣言の下での道などが示していた問題も、6月からというやつを何か同じような時期に、今、受付を始めるみたいなことありました。その辺のところはどっちがどうなっているのか改めてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問についてでございますが、北海道の緊急事態措置に伴います支援金につきましては、いわゆる特定措置区域とその他の区域で申請の仕方でありまして、受付先が違うところでございます。むかわ町におきましては、北海道が直接支援金の申請を受け付けることとなっておりまして、この申請につきましても、5月16日から5月31日まで、6月1日から6月20日までという2段階で受付の日時がちょっと変わってきてございます。5月16日から31日までの分につきましては、6月1日から北海道のほうで受付を実施しているところでございます。6月1日から6月20日までの部分につきましては、本日から受付を開始されるというふうに事前に告知が回っているところでございます。この辺の支援金については、むかわ町を経由しないというところでございますが、情報を得ている範囲では、むかわ町商工会さんの経営指導員の皆さん含め、申請に当たってサポートをしていただいているというような情報を得ておりますので、大変心強く思っているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひ早めにお願ひしたい。私も事業者の皆さんに聞きますと、もう既に電気料とか何か払っちゃって、そして、事態宣言が解除されて月曜日から仕事になる。そうしたらまた仕入れに金かかる。何十万という出費が出ていくんだという話になってきています。やっぱり繰越金でやっているんだから、すぐ町のやつはやってもらうというスピード感を持ってやるというのが大事じゃないかというふうに思っています。

最後に、緊急対策事業の公的施設におけるPCR検査です。

これらについて、愛誠園には週2回というようなことありますけれども、その他のところでの検査の実態が出ておりますけれども、改めてこの内容を伺っておきたい。それぞれ種別に説明していただきたいなと思っております。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） PCR検査につきましては、現在クラスターが発生して

いる愛誠園につきましては週に2回という形で、頻回に実施できるような対応を考えております。そのほかの施設につきましては、おおむねクラスターが発生している期間内に2回ほど実施できるような形で考えておりました。介護事業所と、それから学校関係と、あと、小学校、高等学校、それとこども園とか放課後子どもセンターとかの職員を対象に実施をするように考えております。その愛誠園以外の方々合わせますと450名ほどになります。穂別、鶴川合わせましてそれぐらいの人数になります。それで、現在、鶴川地区のほうの介護事業所のほうは1回目を終了しております。また、学校のほうにつきましても、現在、実施するような形で進行をしているところになっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） もう時間がないので質問できないんですけども、PCR検査という形で初めて、我が町としても本格的な取組の始まりだなというふうに思っています。私先ほど言ったように、やっぱりこういう検査をやって、無症状でいる人たちの中から本当にそういう中に陽性者はいないのかということを探し出す。そういうことがコロナを封じ込めていく、ワクチンもそうですけれども、それが行き渡るまでは一定の時間がかかりますから、それまでの間、こういう検査でやっぱり対応していったらコロナを広げない。こういう仕組みづくりが必要だと。そのためにも、私はこれらの施設に僅か2回とかいうようなこと言っておりますけれども、やっぱり頻回に行っていく必要があるんでないかというふうに思っておりますが、併せてこの辺、町長に最後に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 道議会のほうでもいろいろやり取りがあって、3月でしたか。答弁の中で行政検査の対象、感染者の発症してない施設に拡大するというふうな言及も聞こえてきたやに思っておりますが、いずれにしても、今、我が町はクラスターが発症しているところから、今このクラスターの発症に向けて、もうそれ以上、夏目先生も言っている市中感染には絶対させないんだぞといった意気込みを持って、まずはここを乗り切るといった中でのこのPCRの検査の決定というのに努めていきたいなと思っております。

あわせて、先ほど申し上げましたけれども、今回を一つの教訓にしながら、介護現場では本来の業務に加えながら、感染防止策だとか、コロナ治療だとか、療養も担うなど負担が激増しております。議員御案内のとおりかと思っております。感染の弱者の高齢者に対する病床逼迫の影響というのは及ぶことのないように、高齢者施設等におけるPCR検査も含めながらの

感染防御と業務継続への支援の体制の充実について臨みながら、国にも訴えていきたいと思っております。

以上。

○議長（小坂利政君） これで一般質問を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第6、報告第1号 令和2年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件及び日程第7、報告第2号 令和2年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件の2件を一括議題とします。

報告第1号及び報告第2号の2件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第1号 令和2年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から報告第2号 令和2年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件まで一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号 令和2年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は、令和2年度一般会計歳出予算の経費から支出が終わらない一部を令和3年度に繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

繰越計算書につきましては、表中の金額は、令和2年度むかわ町一般会計予算において繰越明許費として議決をいただきました金額、右の翌年度繰越額が議決いただきました金額のうち繰越処理を行った金額となります。

各繰越事業につきましては、事業実施に係る特定財源が国による令和2年度交付決定により、本町において繰越事業として執行する必要がある事業が多くを占めております。また、特定財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となる事業につきましては、説明の中では臨時交付金と略し、御説明申し上げます。

事業の説明を行います。

2款総務費、役場本庁舎多目的スペース整備事業につきましては、臨時交付金を活用し多

目的スペース、外構、備品整備をすることから5,548万2,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金4,150万、一般財源1,398万2,000円でございます。

庁内リモート環境ワーク推進事業につきましては、臨時交付金を活用し職員用タブレットの整備を進めていることから2,215万円を繰越しするもので、財源は臨時交付金が2,150万円、一般財源が65万円でございます。

続きまして、指定避難所等公共施設自動水栓整備事業につきましては、臨時交付金を活用し感染拡大防止を目的に、町内各学校や不特定多数の方が利用する町内公共施設に整備を進めております自動水栓の機器の調達に時間を要することから962万5,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金862万円、一般財源が100万5,000円でございます。

高度無線環境整備推進事業につきましては、穂別地区の情報通信機器の課題解消及び鶴川地区における光回線未整備地域の強化をするため、臨時交付金、高度無線環境整備事業分を活用し整備を進めておりますが、事業完了までに時間を要することから5億700万円を繰越したもので、財源は臨時交付金2億400万円、地方債3億300万円でございます。

続きまして、ラッピング列車運行事業につきましては、JR北海道が車両の下地補修に時間を要していることから275万円を繰越したもので、財源は全額一般財源でございます。

新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、臨時交付金を活用し年度の切れ目なく感染症拡大防止対策、地域経済対策を講じるため4,000万円を繰越したもので、財源は臨時交付金2,800万円、一般財源1,200万円でございます。

続きまして、サテライトオフィス等環境整備事業につきましては、臨時交付金を活用し鶴川高等学校生徒仮設寮を再利用し、穂別地区市街地にサテライトオフィスを整備するため2,050万円を繰越したもので、財源は臨時交付金1,760万円、一般財源290万円でございます。

オリンピック・パラリンピック気運醸成事業につきましては、ホストタウンに係る事業を年度の切れ目なく進めるため296万円を繰越したもので、財源は全額一般財源でございます。

ム・ペット館感染症対策環境整備事業につきましては、臨時交付金を活用し利用形態から町外者も多く利用することなどを鑑み、感染予防対策を含めた施設改修を行うため740万2,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金600万円、一般財源140万2,000円でございます。

3款民生費、グループホームみのり感染対策環境整備事業につきましては、臨時交付金を活用し利用者の感染予防対策に係る換気つきエアコンを整備するため77万円を繰越したも

ので、財源は臨時交付金69万3,000円、一般財源7万7,000円でございます。

3ページに移ります。

さくら認定こども園感染症対策環境整備事業につきましては、臨時交付金を活用し園児の感染予防対策に係る換気つきエアコンを整備するため129万5,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金105万円、一般財源24万5,000円となっております。なお、繰越した一般財源には、3月31日に採納しましたさくら認定こども園父母の会からの寄附金3万3,000円を含めております。

5款農林水産業費、農業担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の令和2年度補正予算において確定した補助事業を活用し農業用機械を整備する費用といたしまして、必要額1,175万円を繰越したもので、財源は全額道補助金でございます。

農業基盤整備事業につきましては、令和2年度中に事業促進を図ることを目的に、北海道から追加配当ありました農地耕作条件改善事業交付金を活用して整備を進めております田浦6線排水路整備及び上仁和地区農作業道整備において年度内の完了が困難なため、必要額1,436万円を繰越したもので、財源は1,425万8,000円が道補助金、一般財源が10万2,000円でございます。

続きまして、鶴川漁協作業施設等整備支援事業につきましては、臨時交付金を活用し鶴川漁業協同組合において整備を進めている荷捌所及び活魚畜養設備整備を支援するため3,350万円を繰越したもので、財源は全額臨時交付金でございます。

漁業担い手住宅整備支援事業につきましては、臨時交付金を活用して鶴川漁業協同組合において、担い手の確保などのために整備を進める単身向け住宅整備費用に対して支援するもので2,000万円を繰越したもので、財源は臨時交付金1,800万円、一般財源200万円でございます。

続きまして、6款商工費、地元消費活性化事業につきましては、臨時交付金を活用してコロナ禍における消費喚起対策としてプレミアム商品券発行事業を支援するため2,097万4,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金1,800万円、一般財源297万4,000円でございます。

観光拠点施設公共無線Wi-Fi整備事業につきましては、臨時交付金を活用しアフターコロナを見据えて、本町における観光拠点である3施設、穂別キャンプ場、穂別博物館、四季の館で進めている公共Wi-Fi整備において年度内の完了が困難なため、必要額2,215万円を繰越したもので、財源は臨時交付金が2,130万円、一般財源が85万円でございます。

7款土木費、橋梁補修事業につきましては、豊進橋ほか1橋橋梁補修事業におきまして、

現場状況から年度内の完了が困難となったため、必要額2,130万5,000円を繰越したもので、財源は社会資本整備総合交付金が1,352万8,000円、地方債が680万円、一般財源が97万7,000円でございます。

4ページにお移りいただきまして、8款消防費、防災対策事業につきましては、臨時交付金を活用し新たに避難所に整備する間仕切り及び空気清浄機の購入、また、鷗川地区における防災無線戸別受信機の年度内の納品が困難となったため1,568万9,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金が1,534万円、一般財源が34万9,000円でございます。

9款鷗川高等学校通学バス対策感染予防推進事業につきましては、臨時交付金を活用し苫小牧地区から通学する生徒の下校便を今月末まで1便増便し、運行を継続するため151万2,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金122万3,000円、一般財源28万9,000円でございます。

町教育振興会活動継続支援事業につきましては、教職員の資質向上のための研修費、支援経費に国の令和2年度第3次補正予算により措置された学校教育継続支援事業に係る学校保健特別対策事業補助金を活用するため100万円を繰越したもので、財源は国庫補助金が50万円、一般財源が50万円でございます。

小学校感染症対策環境整備事業につきましては、国の令和2年度3次補正により措置された学校保健特別対策事業補助金を活用して物品を整備、また、臨時交付金を活用して各学校保健室に空調機を整備するため387万9,000円を繰越したもので、財源は補助金が90万円、臨時交付金が155万5,000円、一般財源が142万4,000円でございます。

中学校感染症対策環境整備事業につきましては、こちらも国の令和2年度3次補正により措置された補助金を活用して、同じく物品、また、臨時交付金を活用して各学校保健室に空調を整備するため258万6,000円を繰越したもので、財源は補助金が60万円、臨時交付金が103万6,000円、一般財源が95万円でございます。

穂星寮感染症対策環境整備事業につきましては、臨時交付金を活用して寮内におけるリモート学習環境を整備するため19万1,000円を繰越したもので、財源は臨時交付金が14万7,000円、一般財源が4万4,000円でございます。

続きまして、14款災害復旧費、林道災害復旧事業につきましては、平成30年北海道胆振東部地震により被災した林道、春日旭岡線災害復旧工事第3号箇所を国の令和2年度の予算を活用し執行するため1億4,155万9,000円を繰越したもので、財源は国庫補助金1億3,731万2,000円、地方債330万円、一般財源94万7,000円でございます。

以上、御説明しました全25事業の総額は9億8,038万9,000円となっておりますが、そのうち18事業7億8,570万5,000円は新型コロナウイルス感染症対策事業で、その財源は臨時交付金が4億3,906万4,000円、その他の国庫補助金200万円、地方債が3億300万円となっているところでございます。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第2号 令和2年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本件は、令和2年度むかわ町上水道事業会計歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和3年度に繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越しでございまして、田浦5線配水管移設事業につきまして、関連工事である国営かんがい排水路の工期延長に伴い年度内の完了が困難となったことから、必要額672万円を繰越ししたもので、財源は負担金が306万317円、自己資金が365万9,683円となっております。

以上で報告第1号から第2号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑の順序は報告番号順とします。

まず、報告第1号について質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 報告1号で、今回この繰越明許で随分と空気清浄機を買っているんですけども、空気清浄機の購入した目的は何ですか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 空気清浄機、ものは横にあるものですが、基本的には避難所対策として、密になっても空気をきれいにするというので買っております。そのほか、今回に関しては避難所が基本になるので、避難所として設置している集会所ですとか、そういったところにも設置しておいて、足りなくなればそこにほかのものを持っていったりとかして対応するという形で考えております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） これ、目的は空気をきれいにするということですか。納得できないんですけども、ここの表題に何か、ウイルス対策感染症緊急対策事業として使ったんでないの。だったら、いや、これは除菌だよ。菌とウイルスは違うということは理解されて購入しているのであれば、何の目的もないんだったら扇風機買ったほうが良かったんでないのかなと思うんだけど、もし、今からでも間に合うんだったら、空気対流させるものを買うとか、何かそういうこともちょっと考えたほうがいいと思うんだけど、それで、目的は何ですかと聞いたところだったんだけど、空気をきれいにする方法はほかにもあったんでないかなと。ちょっとやはりこのウイルスの対策の予算を使ったのは、もうこれ繰越明許でいっちゃっているから、どうのこうのということは非常に難しいのかもしれないけれども、そういうことも考えたら、今回恐らく、ちょっと数えていないですけども、聞くところによると何か五、六万、七、八万するという話もちらっと聞いたりもしていたから、台数的に恐らく、足したらこれ四、五十台。これ買うんだったら、ちょっと話飛躍しますけれども、ほかに対策もついろいろなことできたんじゃないのかなと。さっきから出ているPCR検査、抗原検査あるいはワクチンの打ち手を増やして早く終わらせるとかということができたんでないかと思うんだけど、その辺についての見解を伺いたい。

○議長（小坂利政君） 質問者にお話をさせていただきますが、この明許費の報告の内容については既に御案内かと思いますが、平成2年度の予算で規定予算という内容で今話をさせていただきます。内容については既に御理解の上の予算執行でありますので、その辺について留意をしながら質問いただきたいと思います。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 大変申し訳ありません。言い方がちょっとまずかったのかもしれないけれども、この機械に関しては、中に紫外線の管が入っていて、除菌をするための装置でございます。ですから、よく病院に、天井にこういったものついているんですけども、それを移動式で持っていけるというような中身になっていまして、そういう意味で、空気清浄機とは先ほど言いましたけれども、あくまで除菌をするための装置になっていまして、中の紫外線の管で除菌をするという形になっていまして、感染対策で買わせていただいている形に……

〔「ウイルスは」と言う人あり〕

○総務企画課参事（大塚治樹君） ウイルスも除菌するという、ですから、病院でよく使われ

ているものなんです。病院の天井とかで常設で使われているものを移動式で持っていけるようなものということで買わせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） そこまで調べ込んではいませんが、その根拠がはっきりしているのであればいいけれども、それと、対応する、例えば容積の問題とかもクリアできて、根拠があって買っているんだとしたら、僕はウイルスは駄目だと思っていたんで、ウイルス対策の根拠をそれちゃんと国が示すデータなり持っているのか。俺、それが心配、心配というか疑問なのさ。ちゃんと自社で調べたウイルス対策のこれだけありますよというものであれば、到底そんなものが出ていたら、世の中で今頃もう全国的に買えとなるわけだから、そこら辺やはり注意を払って、さっき議長からも言われましたけれども、ただ、台数、1台、2台買ったという目についているうちはしようがないかと思って見ていましたけれども、これだけの台数入れるということは相当額を、非常に効率の悪いこととか、ウイルス対策に対しては効率の悪いこと。菌に対してはいけるんだろうけれども、それと、容積的な問題もクリアしているのかどうかもちょっと含めて、今回この台数にはなかなか納得できないなと思って、その辺確認をさせていただきたいと思って質問させていただいております。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私からこの空気清浄機の関係についてお答えをしたいと思います。

先ほど答弁の中で避難所中心ということでしたが、今回のこの繰越し4,000万の中でのこの空気清浄機の導入に当たっては、各小中学校の職員室の感染対策ということで、それぞれ職員室に2台程度配置をするという中身でございます。これまで教室の対応はしてきたんですが、職員室の対応ができていなかったというようなことで、今回この繰越し予算の中で対応するという事になってございます。また、社会教育施設等においても、この空気清浄機設置をしていませんでしたので、今回社会教育施設等にも配置をするという考え方で設置をするものでございます。御理解のほどよろしく申し上げます。

〔「ウイルス対策に効果あるの」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 引き続きどうぞ。

○総務企画課長（成田忠則君） ウイルスに効果があるというふうに伺っております。また、ここを閉め切ってウイルス対策ということではなくて、対流もさせながら、空気の入替えも含めて、こういったものを使いながら感染対策を行うということでございますので、御理解

をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今すぐ出ないかなというふうに思うんですけども、これ全部メニューごとに、今の段階でもう既に発注済み、あるいは事業完了、途中経過のもの、いろいろあると思うんですけども、それらの具体的な内容について今答弁できなければ後でいいですから、一覧表でも出していただきたいな。どういう進行状況になっているのかということを知らせていただきたいというのが1つであります。

それからもう一つは、これを繰越しという形でこういうふうに報告されてきた。これもう既に事業が進められているわけですけども、これらについて最後の経理状況というのはどういうふうにまた報告になるのか、その辺のところ改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから令和3年度へ繰越ししました事業の執行状況について、現段階の把握している状況についてお知らせします。

繰越し金額につきましては、先ほど御説明しました9億8,038万9,000円でございます。そのうち25事業がございまして、全ての事業で執行を進めているところでございます。金額的に確定しているもの、そうでないもの、また、今後執行見込みがあるもの、全く経理されていないものというんですか、まだ手をつけていない、事業は動いていますけれども、金額は手ついていないものもございまして、昨日段階で把握している数字につきましては、9億8,038万9,000円のうち、9億355万6,000円の金額はもう既に動き出しております。執行率につきましては、92.2%となるところでございます。

なお、この事業に係る決算につきましては、令和3年度の決算となりますことから、都度の報告というのは行う予定ではございませんが、事業の進捗状況によっては何らかの形でお答えしていければなというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、報告第1号の質疑を終わります。

次に、報告第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、報告第2号の質疑を終わります。

これで報告第1号 令和2年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件及び報告第2号 令和2年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みとします。

コロナ感染対策、室内換気のためしばらく休憩をいたします。

再開は14時15分とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第1号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明します。

議案書7ページをお開き願います。

承認第1号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）でございまして、歳入におきまして地方譲与税などの交付額及び地方債の発行額、また、ふるさと納税を含む寄附金の額が確定したこと、歳出におきまして、ふるさと納税の寄附者の意向に基づく各基金の積立額、歳入の確定に伴う財源振替等に係る所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書8ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億715万5,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書9ページから11ページの第1表歳入歳出補正予

算となっております。

第2条でございますが、地方債を財源として執行した事業の完了などにより、令和2年度における借入可能額の確定に伴い限度額の補正を行ったものでございまして、その内容は議案書12ページ、第2表地方債補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページ、歳入を御説明申し上げます。

2款地方譲与税につきましては、3月31日付の確定に伴い既定予算額を追加または減額したものでございまして、3款利子割交付金から11款交通安全特別対策交付金につきましても同様の補正をしているところでございます。

4ページの下段から5ページにかけまして、15款道支出金につきましては、令和2年度中の災害備蓄購入事業におきまして、交付申請をしておりました北海道地域づくり総合交付金の確定に伴いまして250万円を追加したものでございます。

17款寄附金の359万7,000円の減額につきましては、一般寄附金として令和3年3月31日にさくら認定こども園父母の会会長、石崎大知様から、こども園の環境整備のためとして3万3,000円のほか、合わせて4万4,769円の寄附があったことから追加したものでございます。

また、一方で、ふるさと納税の確定に伴い、既定額から364万2,000円を減額したものでございまして、その差引が359万7,000円となっているところでございます。

なお、令和2年度ふるさと納税の金額について御報告します。

令和2年度ふるさと納税の金額につきましては、2,447件、4,635万7,080円でございます。

18款繰入金につきましては、本専決補正におきまして財源の不足が生じることから、財政調整基金9,846万8,000円を追加するものでございます。

21款町債につきましては、第2条で御説明したとおりでございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

説明書7ページにお移り願います。

2款総務費、181番、胆振東部地震対策基金積立金から306番、恐竜の卵基金積立金につきましては、いずれも令和2年度ふるさと納税額、また、事業に係る執行額、費用の確定に伴いまして、寄附者の意向に沿って活用するため積立てを行うものでございます。

7ページ下段、3款民生費、608番、アイヌ政策推進交付金事業から9ページの上段、消防費、1770番、胆振東部消防組合運営事務までの7事業につきましては、歳入の町債の補正

に伴い財源振替を行ったものでございます。

1780番、防災対策事業につきましては、地域づくり交付金の追加及び町債の補正に伴い財源振替を行ったものでございます。

9款教育費、1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金及び2160番、生涯学習推進基金積立金につきましては、2款同様、ふるさと納税に係る確定に伴いまして、積立金を追加するものでございます。

以上で承認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つ、2つお伺いしておきたいと思います。

今回のこの補正予算（第12号）は、結論として新たな基金積立、新たというか、基金積立分としては400万余りを幾つかに分けながらやっているんですが、中身として、この町債部分が9,700万余り減額をして、その分を財調に繰入れという形にしているんですが、これ、取りようによっては、財調積むためにわざわざ借金をしておいて、それを積んだのかいというような話にもなりかねないようなやりくりになっちゃっているということは、こう見られちゃうんだけど、その辺のところの理由を説明していただきたいというのが第1点です。

それからもう一つは、この町債で余った部分、減額した部分というのは公営住宅に関わる部分ということになっているんだけど、これは完全にその事業予算との関わりの中で、それだけ事業費がかからなかったということでそういうふうになったというふうに捉えたらいいのかなどうか、それが2つ目です。

そういう中で、前段申し上げたように、別棟で歳出の部分で地域振興基金だとか、未来担い手基金のところ積立という形にしたんだけど、この辺だったら、どうせ基金とするのであれば、財調にそのままにするのか、一本化にするのか、そういうことにしたほうがいいかなというふうに思ったりもするんだけど、こういうふう分割していったというその意図は何なのか説明をいただきたい。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 2件の御質問についてお答えいたします。

まず、地方債と財政調整基金の関わりです。

今回の地方債の減額につきましては、各事業が3月補正提出後確定したものと、国庫補助金等の財源が確定したものと、それに対しまして、その裏となる地方債の借入れを行う際に、事業費が落ちているものがございますし、国なり道の財源が確定したことに伴いまして、ちょっと地方債の借入枠が減少したこと等々が理由となっております。その分を歳入歳出のバランス、または翌年度事業につながる繰越金、剰余金ですね。剰余金の絡みから財源を確保する必要があるため、地方債を減額した分を財政調整基金を取り崩して、令和2年度中の歳入歳出のバランス並びに令和3年度に向けた剰余金の確保ということで、財源調整をさせていただいているところでございます。なので、事業費が落ちたという部分につきましては、前段に整理させていただいている部分もございますし、今後不用額として決算のときに出てくるものもございますが、多くはその借入れの際の整理により今回限度額を調整させていただいているところでございます。

続きまして、歳出側の基金の積立てと、今回財政調整基金を繰入れした部分の調整、積立てを財政調整基金に充てればよかったんじゃないかということなんですけれども、今回の各基金の積立てにつきましては、説明がちょっと不足しておりましたが、ふるさと納税の確定に伴いまして、各寄附者の意向に基づき今年度以降のむかわ町の事業に活用するために積立てをするために最終額を確定させ、予算に不足する額を追加したものでございます。

ふるさと納税の寄附者の意向につきましては、高齢者、自然都市、次世代、恐竜というふうにございまして、それぞれを高齢者なら生涯学習基金、自然や都市の関係でしたら地域振興基金にこれまでも積立てし、次年度以降の事業に活用したところでございますので、一般財源に余剰が出て積立てするのであれば、財政調整基金というふうになるかと思うんですが、今回の部分についてはふるさと納税の寄附者の意向を重視して積立てを行っております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つ目はちょっと分かりました。

最初の部分、町債と財調基金への繰入れという関係でもう一度お伺いしますけれども、いろいろる説明があったけれども、私が今認識していないんだろうなというふうに思いますけれども、R2年度中の事業執行の中で、町債も起こすけれども、一般財源で不足分については財調からの繰入れしていたよと。そういうものがあって、今回こういうことで事業費が確定した中で減ったよと。そのことによって町債部分が、確保していたやつが必要がなくなったと。だから、その部分の額については、財調にもとに繰入れということなのか、その辺

のところの説明をもう一度分かるようお願いしたい。俺の言っていることいいんだろうかなと思うけれども。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため少し休憩します。

いいか、大丈夫か。1回でできるか。

会議を再開いたします。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 町債の借入額の確定に伴いまして、予算で、歳入側で見込んでおりました町債を借り入れることができなかった事業ももちろんございます。また、借入れするに当たって、調整できるものは今年度の負担になるので、若干抑制した部分もございます。その精査をして、実際の借入額が確定したのに対しまして、ちょっと差額が大きかったものも含めて、今回整理させていただいております。整理後の財源はもちろん不足するので、歳入歳出のバランスは不足するので、その不足する財源を財政調整基金を繰入れしてバランスを整えております。

なお、今回の専決補正をするに当たっては、先ほども御説明しましたが、令和3年度に残すべきというんですか。繰越金として残る必要額も見込みながら、最後は調整させていただいている結果、財政調整基金を1億弱さらに繰り入れるような形を取らせていただきました。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分につき承認を求める件（令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに

決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例等の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案書13ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に交付され、むかわ町税条例等の改正が必要となりましたが、施行日が3回に分けられるところから、今回は令和3年4月1日に施行されたものについてのみ議会開催のいとまがございましたので、令和3年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料1ページをお開き願います。

恐れ入りますが、説明資料の訂正をお願いいたします。

1番の改正趣旨の1番目、令和3年3月の後に日付が欠損しておりますので、令和3年3月の次に31と加筆訂正していただき、令和3年3月31日に交付と訂正をお願いいたします。

それでは、地方税法等の改正等に伴うむかわ町税条例等の改正概要により説明いたします。

初めに、改正の趣旨につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。

次に、改正概要についてですが、①個人町民税関係に関する項目でございます。

第36条の3の2第4項、第36条の3の3第4項の改正につきましては、個人の町民税に係る扶養親族申告書について、扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止規定の整備をするものでございます。

第53条の8第1項1号と第53条の9の改正につきましては、退職所得申告書に関し定義既定の整備と電子提出に係る税務署長の承認廃止の整備をするものでございます。

附則第26条の改正につきましては、新型コロナウイルスの感染症等に係る住宅ローン税額

控除の特例の期間延長をするものでございます。

2番の固定資産税関係につきましては、附則第10条の4において、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用の期間延長。

附則第10条の5において、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の新設。

附則第11条・附則第11条の2・附則第12条・附則第13条において、土地に係る固定資産税の負担調整措置として、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整の仕組みを継続し、その上で令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置による整備をするものでございます。

附則第22条の改正は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期間延長するものでございます。

③の軽自動車税関係につきましては、附則第15条の2において、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用を9か月延長し、附則第16条において、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、重点化等を行った上で特例の期限を2年間延長するものでございます。

④の特別土地保有税関係につきましては、附則第15条において、法律改正に合わせて期間延長するものでございます。

⑤その他でございますが、法改正に合わせて読替規定の改正に伴う整備を行うもの、そのほか、法律改正に合わせて項ずれに伴う措置等の整備でございます。

説明資料に施行日の記載がない条文の施行期日につきましては、令和3年4月1日とするものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料2ページから16ページに記載してございます。

議案書の13ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、施行期日を規定しております。

第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

第4条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、承認第2号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免について適用期間を延長するため、むかわ町国民健康保険税条

例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございませんでしたので、令和3年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料17ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明いたします。

附則第17項中、「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和元年度分から令和3年度分」までに、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものでございます。

内容としましては、令和元年度及び令和2年度を対象としている減免対象期間を令和3年度においても対象とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の21ページへお戻りください。

附則といたしまして、施行期日を記載しております。

以上、承認第3号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菅原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（菅原光博君） 承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書23ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

説明の関係から別冊に配付しております議案説明資料19ページの新旧対照表をお開き願います。

本条例改正につきましては、令和3年3月21日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により財政措置を講ずる通知があったことから、令和3年度においても減免規定を設けるため、むかわ町介護保険条例一部改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございましたので、令和3年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、附則第9条第1項中、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中、「維持する者」を「維持する者（以下「主たる生計維持者という。）」に改め、同項第2号中、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中、「事業収入等のいずれかの」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの」に改め、同号イ中、「減少することが見込まれる事業収入等」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等」に改めるものでございます。

議案書の24ページの承認第4号へ戻っていただきたいと思えます。

附則といたしまして、第1号でこの条例は令和3年4月1日から施行することとし、第2条では保険料に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、承認第4号につきましての説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎同意第5号から同意第31号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、同意第5号から日程第38、同意第31号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件、27件を一括議題とします。

同意第5号から同意第31号までの27件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 同意第5号から同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして一括して御説明を申し上げます。

議案書25ページ、議案説明資料21ページでございます。

むかわ町農業委員会の委員の任期が令和3年7月19日をもって満了することに伴い、むかわ町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同意第5号から第21号及び第23号から第30号は、同条第5項の規定に基づく認定農業者で

あり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

同意第22号及び第31号は、同条第6項の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方で農業に関する識見を有する方であります。

順に、住所、氏名を申し上げます。

同意第5号、むかわ町宮戸581番地3、清野薫氏。

同意第6号、むかわ町宮戸955番地、貞廣賢治氏。

同意第7号、むかわ町穂別安住239番地28、田代英孝氏。

同意第8号、むかわ町穂別平丘44番地3、森山幸治氏。

同意第9号、むかわ町穂別稲里690番地3、藤江政利氏。

同意第10号、むかわ町豊城167番地1、伊藤正人氏。

同意第11号、むかわ町宮戸1379番地1、平島道弘氏。

同意第12号、むかわ町穂別451番地3、中澤浩氏。

同意第13号、むかわ町穂別493番地3、石崎代里子氏。

同意第14号、むかわ町花岡546番地、小笠原正実氏。

同意第15号、むかわ町若草4番地2、中田賢大氏。

同意第16号、むかわ町米原357番地の5、中島勝美氏。

同意第17号、むかわ町春日164番地1、宇南山浩利氏。

同意第18号、むかわ町穂別841番地、清瀬利一氏。

同意第19号、むかわ町旭岡162番5、辻勉氏。

同意第20号、むかわ町二宮319番地10、毛利武氏。

同意第21号、むかわ町田浦941番地、青木茂美氏。

同意第22号、むかわ町松風1丁目61番地2、鈴木秀子氏。

同意第23号、むかわ町生田182番地7、林利輝氏。

同意第24号、むかわ町田浦205番地3、佐々木保成氏。

同意第25号、むかわ町穂別仁和347番地5、梅藤勝氏。

同意第26号、むかわ町穂別仁和362番地2、佐田正彦氏。

同意第27号、むかわ町穂別仁和178番地3、小岸元気氏。

同意第28号、むかわ町田浦47番地5、山谷和彦氏。

同意第29号、むかわ町田浦192番地6、永田寿明氏。

同意第30号、むかわ町穂別和泉23番地2、藤岡健人氏。

同意第31号、むかわ町青葉2丁目66番地、山本好一氏。

以上、27名の任命につきまして、御審議の上、御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

本件に関する質疑は一括質疑にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

同意第5号から同意第31号までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本件に対する討論は一括討論にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

同意第5号から同意第31号までについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第5号から同意第31号までの27件を採決します。

本件に関する採決は一括採決にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

同意第5号から同意第31号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件

は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号から同意第31号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第39、議案第41号 財産の処分に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第41号 財産の処分に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書79ページをお開き願います。

本件は、3月開会の令和3年むかわ町議会第1回定例会におきまして、町内の農業労働力確保に係る鵜川農業協同組合農業従事者向け住宅整備事業の支援対策といたしまして、遊休公有財産を政策的な価格で売払いすることを御説明、令和3年度の執行に係る御決定をいただいたところでございますが、このたび処分する財産及び価格が決まりましたので、地方自治法第96条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産の所在は、むかわ町文京1丁目11番地2。

処分する財産は土地、地目は宅地で877.77平方キロメートル。建物はコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建ての居宅2棟、4戸。木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建ての物置4棟でございます。

処分価格は、土地・建物合わせて税込みで166万7,000円。

契約方法は、鵜川農業協同組合代表理事組合長、長門宏市様との1社特命随意契約による売払い処分をするものでございます。

今回の処分に当たりましては、季節労働者及び技能研修生向けの住宅として、不動産鑑定評価額と比べ安価となる政策的な価格で売払い処分を行うことから、鵜川農業協同組合に対しましては、双方の目的に沿った管理運営を取得後5年以上は継続していただくことを条件にするものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 財産の処分に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第40、議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書81ページをお開き願います。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、新たに穂別和泉地区の辺地総合整備計画の策定につきまして、北海道知事との協議が調いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

辺地の総合整備計画は、事業に係る財源として今年度以降の地方交付税の算定におきまして、基準財政需要額に元利償還金の80%が算入される大変優位な辺地対策事業債を活用するため、その発行の条件といたしまして策定するものでございます。

議案書82ページをお開き願います。

穂別和泉地区につきましては、令和3年1月1日時点の人口が126人、面積39.7キロ平方メートルで、辺地の概要となる辺地度点数は115点でございます。

整備計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画で、区分、施設ごとの総事業費につきまして、3に記載しているところでございます。

経営近代化施設整備といたしまして、木材加工流通施設等整備事業を1か年で執り進めるもので、事業費7億1,105万2,000円、財源は道補助金3億1,818万円、一般財源3億9,287万2,000円のうち3億9,280万円を辺地対策事業債として、産業農林道整備といたしまして、林道ルベシベ線改良事業を予定では4か年で執り進めるもので、総事業費1億3,900万円、財源は道補助金7,089万円、一般財源6,811万円のうち6,810万円を辺地対策事業債として活用を図るものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第41、議案第43号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） 議案第43号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書の83ページをお開き願います。

本件は、令和3年8月31日をもって指定管理の期間が満了となる公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町松風3丁目1番地のぼぼんた市場でございます。

指定の方法につきましては、指定の申請があった団体は当該施設に出店している事業者で構成されている組合であり、施設の設置目的と合致する目的により設置されたことから、むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条第7号に該当するものとして、むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない選定となったものでございます。

指定管理者として指定する団体は、むかわ町松風3丁目1番地、ぼぼんた市場運営管理組合代表、高田清治であり、規則第6条の規定に基づき設置された指定管理者選定委員会におきまして事業計画等を審査の上、選定したところでございます。

指定期間は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第42、議案第44号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） 議案第44号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の85ページをお開き願います。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町文京1丁目18番地の鷓川高等学校生徒寮「鷓川三気塾」でございまして、現行の指定管理者が令和3年8月31日をもって期間満了することから指定管理者を指定するものでございます。

指定の方法につきましては、今回指定しようとする団体が鶴川高等学校の部活動や青少年の寄宿支援の目的で設置された当該施設の運営を支援するために、鶴川高等学校同窓会をはじめとする有志が設立した団体であり、施設の設置目的と合致する目的により設立された団体であること。また、現指定管理者としての実績を持っており、今後も適切な管理を行うことが期待できることから、規則第5条第7号該当により条例第5条の規定に基づきまして、公募によらない選定となったものでございます。

当該団体から条例第3条に基づき指定申請がございまして、規則第6条の規定に基づき設置された指定管理者選定委員会におきまして、事業計画等を審査の上、選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者をむかわ町文京1丁目18番地、「鶴川三気塾」管理委員会代表、平島道弘氏とし、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第43、議案第45号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 議案第45号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の87ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料の75ページをお開き願います。

地方税法等の改正等に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明をいたします。

改正の趣旨につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、改正概要の①個人町民税関係のうち、令和6年1月1日施行分については、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえまして個人住民税均等割及び所得割等の非課税限度額算定における扶養親族の見直しによる整備となっております。関係条文は第24条第2項・第36条の3の3第1項・附則第5条第1項となっております。

個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いにつきましては、令和2年度改正で令和6年度分以降の個人住民税について、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の対象外となったところでございます。

今回の改正では、個人住民税均等割、所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする内容となっております。

次に、令和4年4月1日施行分について御説明申し上げます。

1つ目は、寄附金税額控除について、特定公益増進等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しによる整備でございます。関係条文は第34条の7第1項第1号でございます。

改正内容は、法改正に合わせまして「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」という文言を追加している内容となっております。

2つ目は、セルフメディケーション税制の期間を5年延長し、令和9年度までとする内容

となっております。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料、次のページ、76ページから79ページに記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

議案書の87ページに戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条では町民税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は15時30分といたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第46号から議案第50号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第44、議案第46号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から日程第48、議案第50号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

議案第46号から議案第50号までの5件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第46号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から議案第50号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第46号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から御説明申し上げます。

議案書89ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は解除されましたが、本町における感染者の確認、そして高齢者施設におけるクラスターの発生という非常事態は本町における緊急事態であり、引き続き町内においては感染拡大防止対策を講じていかなければなりません。

現在、緊急対策事業といたしましては、繰越予算を活用し取組を進めているところでございますが、本補正予算につきましては、町内における感染拡大防止対策の強化を図るために取り組む事業、この間、地域経済が停滞、いまだ収束は見えないところでございますが、町内における経済回復、また、その先を見据えて取り組む事業に必要な費用のほか、今年度に入り国や北海道などにおいて事業が確定したことに伴い、町内で事業を執り進めるために必要な費用、緊急的な執行により充用した予備費補填分などを追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に1億147万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ91億2,607万7,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は、議案書90ページから93ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊に配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

5ページの歳出から御説明します。

特定財源があり、歳入の追加などを含む事務事業につきましては、歳入も併せて御説明していきます。

2款1項1目、60番の1、庁舎等管理事務（本庁分）につきましては、臨時交付金を活用して整備を進めております本庁舎多目的スペースの供用開始を予定より前倒しし7月1日に変更することに伴い、施設の清掃に係る委託料28万9,000円を追加するものでございます。

なお、緊急事態宣言の発令を受け、6月4日以降は竣工前の一部引渡しにより、本庁職員の分散執務室の一つとして活用を始めているものでございます。

9目、250番、企画一般事務203万1,000円の追加につきましては、歳入で3ページの中段になります。

北海道からの委託事業となる令和3年度土地利用規制等対策に係る交付金の内示を受け、本町において事務を行うため必要な物品等の費用として消耗品3万1,000円を追加するほか、200万円につきましては、別冊で配付しております議案説明資料81ページ、テレワークサテライトオフィス需要調査事業の概要により御説明申し上げます。

コロナ禍デジタル化推進を背景として、地方におけるサテライトオフィスなどの取組が目ざされている中、町内における実現、発展、可能性に係る需要意向調査などを行い、分析、課題整理をすることで事業の発展につなげるとともに、穂別地区に開設するサテライトオフィスや穂別キャンプ場のワーケーション事業のPRによる活用促進、さらには関係関心人口づくりの拡大を図ることを目的とし、調査委託料を200万円追加するものでございます。

調査の概要につきましては、資料の中段、2に記載のとおり、7月中旬頃から首都圏及び札幌圏で既にテレワークを実施済みのIT企業、アウトドア関連企業を予定し、電話による聞き取り調査を行う予定でございます。なお、基本的な調査項目、結果の活用方法は記載のとおりでございます。

予算の説明資料5ページに戻っていただきまして、279番、むかわっ子応援事業につきましては、令和2年度に実施した内容の第2弾といたしまして、コロナ感染が長期化する中、帰省自粛対応が強いられる町内から町外へ就学中の学生に向け、町特産物などのセットを送付し、ふるさとむかわから継続的なエールを送るために委託料を70万円追加するものでございます。

次に、291番、新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、令和2年度における感染症拡大防止や地域経済対策支援事業などにつきましては、各施策ごとに目的別に予算措置し執行しておりましたが、令和3年度むかわ町一般会計における予算執行におきましては、対応に要する事業規模をより分かりやすくお示しすることができるよう1事業内で執行を行い、決算におきましては、費目別、性質別と併せ整理させていただきたいと考えておりますので、御理解お願い申し上げます。

なお、執行に当たっては、予算措置は企画費となりますが、各施策担当に予算配当替えを行い執行していく予定でございます。

本予算では、2つの事業に要する経費784万1,000円を追加するものでございます。

1つ目は、別冊に配付しております議案説明資料82ページ、新型コロナウイルス感染症自宅待機者支援施設確保・運営事業の概要により御説明申し上げます。

5月に高齢者施設で感染者が発生した際、施設内での濃厚接触者や低リスクの職員の中で、家庭にお子様がいいらっしゃる方や基礎疾患を持つ御家族と一緒に暮らす方が帰宅することにより家庭内での感染拡大を防ぐため、町職員住宅等の利用に係る要望があり、現在対応しているところでございます。今後、町内における同様のケースはもとより、家庭内感染の予防や市中感染の防止を図り、町民の不安解消をすることを目的に町内花園の国有財産、鶴川防災拠点合宿所を無償で借り受け、支援施設として確保、運営するために必要な244万1,000円を追加するものでございます。

資料3に記載のとおり、濃厚接触者や低リスク者に加え、症状が軽度な罹患者のうち、それぞれ自宅療養が困難な世帯の方を対象とし、期間は令和3年12月までを予定するものでございます。

追加する費用の内容は、燃料費や光熱費などの需用費91万5,000円、通信機器利用などの役務費19万8,000円、施設内の清掃や消毒に係る委託料107万7,000円、生活に必要な電化製品の借り上げ料25万1,000円となっております。

2つ目は、予算の説明書6ページ中段になります。

新型コロナ対策補助金540万円の追加でございまして、議案説明資料は83ページをお開き願います。

83ページ、新型コロナウイルス感染症クラスター対応施設職員慰労金支給事業により御説明申し上げます。

クラスターが発生した施設の従事者は、感染リスクが高い中、強い使命感を持って従事す

ることとなりますが、離職防止を含めた精神的なケアや福利厚生の実施も必要なことから、慰労金を支給する事業者を支援するものでございます。

対象事業者は、クラスター認定を受けた後、5日間以上陽性者の療養に対して対応した介護福祉施設の運営事業者とし、支援金及び支給方法は資料に記載のとおりとなっております。

予算説明書6ページにお戻りいただきまして、中段です。

292番、サテライトオフィス等環境整備事業757万7,000円の追加につきまして、議案説明資料84ページ、サテライトオフィス等環境整備事業の概要により御説明申し上げます。

穂別地区におけるサテライトオフィス整備に係る予算につきましては、報告第1号で御説明いたしましたとおり、臨時交付金を活用して令和2年度繰越事業により鷺川高等学校生徒仮設寮を利活用し、建物、電気工事を着手しているところでございますが、このたびはまた再生検討委員会などの意見集約から、整備場所が胆振東部森林管理署横に確定したことにより、その設置箇所において必要な附帯工事、活用するに当たり必要な備品の整備のほか、供用開始を年度内に必要な維持管理費を追加するものでございます。

追加する費用の内訳につきましては、燃料費や修繕料などの需用費74万7,000円、通信機器利用などの役務費10万9,000円、用地借り上げ料など14万3,000円、外構工事及び上下水道接続公費費用418万円、デスク及び家電等備品購入費237万8,000円となっております。

続きまして、8ページです。

390番、自治活動促進事業につきましては、鷺川地区松風町内会が一般財団法人自治総合センターに申請をしておりました地域内のごみステーションに設置する老朽化ボックスの更新事業が採択されたことに伴いまして、本事業は町を経由する間接補助事業となることから、補助金を140万円追加するものでございまして、財源につきましては、歳入の4ページに雑入、コミュニティ助成事業助成金となるもので、同額となるものでございます。

続きまして、410番、四季の館管理運営事務につきましては、指定管理者であります果夢工房の事業年度内において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収分を補填するため、委託料944万1,000円を追加するものでございます。

3款民生費、660番の2、国民健康保険特別会計繰出金直診勘定分につきましては、詳細は議案第47号で御説明申し上げますが、緊急的な支出を要することから予備費を充用したため、直診勘定における予備費を当初予算額に復元するため繰出金34万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、850番、高齢者憩いの家管理運営事務につきましては、毎年3月末に実施しております年1回の保守点検において指摘された箇所に係る部品交換を含む修繕を行う必要があることから、22万円を追加するものでございます。

説明書は8ページです。

895番、未熟児養育医療費給付事業につきましては、令和2年度未熟児医療等国庫負担金の実績のよる確定に伴いまして返還が必要となることから、1,000円を追加するものでございます。

917番、子育て世帯生活支援特別給付事業の522万3,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から特別給付金が支給される事業でございまして、本町におきましては、低所得者のひとり親世帯は北海道から直接支給されますが、住民税非課税の子育て世帯につきましては本町が支給事務を行うことから、特別給付金475万円を含む必要経費を追加するものでございます。

なお、給付事務に係る財源は全て特定財源でございまして、歳入、3ページ、14款国庫支出金に記載のとおり、給付分に係る事業補助金475万円、支給事務に要するシステム改修費用分などに係る事務費補助金47万3,000円となっております。

説明書9ページ、5款農林水産業費、1280番、農業基盤整備事業につきましては、議案説明資料85ページ、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業の概要により御説明申し上げます。

負担金819万円の追加につきましては、道営土地改良事業において、北海道と市町村が連携し地元負担を軽減する特別対策に係る事業でございまして、北海道により事業確定したことに伴うものでございます。

事業の概要といたしましては、資料の2に記載のとおり、令和3年度から令和7年度まで新たな5か年、第6期目となるパワーアップ事業となるものでございまして、軽減に係る道と町の負担割合は1対1、対象となる事業は土地改良区が管理する水利施設等保全高度化事業となりまして、地区及び事業期間、計画事業費、負担軽減の概要などは資料3、令和3年度の負担軽減内容は資料の4に記載のとおりとなっております。

なお、道と町の負担割合による財源といたしまして、負担金の2分の1となる409万5,000円につきましては、歳入、3ページ、道補助金として追加するものでございます。

続きまして、1340番、林業振興対策事業につきましては、北海道森林・山村多面的機能発

揮対策地域協議会が運営母体となるイナエツプ森の会における事業確定に伴い、負担金を8,000円追加するものでございます。本年度の事業は、穂別豊田地区の民有林において森林整備後、木工体験やアイヌ文化体験のワーケーションの開催が予定されているところでございます。

1351番、私有林等整備促進事業につきましては、森林の多面的な機能を保持・保全のために計画的かつ安定的な森林施業を推進する必要がありますが、今年度の国の森林整備補助事業予算の確定を受け、町において年度内に必要な整備費用800万円を追加するものでございます。

なお、事業に係る財源として森林環境譲与税を活用することから、1つ飛びまして、1419番、森林環境譲与税基金積立金を減額し充当するものでございます。

続きまして、1410番、鳥獣対策事業につきましては、議案説明資料86ページ、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の概要による御説明申し上げます。

エゾシカによる農業被害の軽減を目的とする緊急捕獲事業に係る本年度の割当てがございましたことから、補助金1,822万3,000円を追加するもので、財源は説明書3ページ、歳入、道補助金、農林環境保全対策事業補助金が同額となっております。

事業の概要につきましては、資料の2に記載のとおりとなっております。加工施設搬入分9,000円が440頭、それ以外分7,000円が1,987頭の計2,429頭分、本年度に限り総捕獲数が基準頭数、この基準頭数、本町においては2,190頭となっておりますが、この頭数を上回った場合、1頭当たり1,500円の追加支援が設けられているところでございます。

説明書9ページの下段、1460番、資源管理型漁業推進事業に係る財源振替につきましては、この後、歳入で御説明申し上げます。

説明書10ページ、6款商工費、1480番、商工業振興対策事業につきましては、繰越事業において臨時交付金を活用し執行しておりますプレミアム商品券事業におけるプレミアム率20%を町内事業者における消費活性化、経済回復を図るため道の事業を活用し、30%に上乘せするため補助金913万6,000円を追加するものでございます。

なお、10%分に係る財源は、説明書3ページ、歳入、道補助金、プレミアムつき商品券発行支援事業補助金900万円となっております。

続きまして、9款教育費、2000番、小学校教材備品等2事業につきましては、災害加配の継続廃止に伴い不足する指導書を購入する費用として37万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、2070番、中学校教材備品等整備事業につきましては、タブレット整備に伴い、当初予算においてデジタル教材の一部を整備しているところでございますが、今年度、鶴川中学校がデジタル教材の実践・実験校に指定されたことに伴い、町内中学校におけるデジタル教材の活用を促進するため、当初予算措置以外の科目の教材購入費として76万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、11ページ、2515番、公営企業支出金2,705万7,000円の追加につきましては、下水道事業農業集落排水分補助金として626万7,000円、上水道水道分出資金として2,079万円追加するものでございますが、詳細につきましては、この後、議案第48号及び第49号で御説明申し上げます。

2530番、予備費の266万2,000円の追加につきましては、令和3年度に入り緊急的に支出を要することから予備費を充用したため、当初予算額の1,000万に復元するため追加するものでございます。これまでの予備費を充用した事業の内容につきましては、職員1名が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、行政機能が停滞することがないように緊急的に町職員34名のPCR検査を行うため53万5,000円、指定管理者である果夢工房の職員が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、館内環境機能を維持するため施設内従事者67名のPCR検査を行うために96万8,000円、ホテル四季の風に設置している業務用冷凍冷蔵庫が保守点検において冷却機能の低下が発覚したことにより、夏季営業に向け食中毒や食材廃棄などが懸念されることから早期に購入する必要があったため87万2,000円、ふれあい健康センターにおいて事業用食材を常時保管する冷凍冷蔵庫が故障し、購入から32年経過しており修理が不可能であり、事業の安全性の確保の観点から早期に購入が必要であったため28万7,000円を充用したものでございます。

続きまして、歳出で御説明していない歳入について御説明申し上げます。

説明書3ページにお戻り願います。

下段になります。

16款財産収入、町有地売払い収入167万8,000円の追加につきましては、議案第41号で御決定いただきました財産の処分に係る当初予算1,000円を除く166万6,000円のほか、今年度に入り穂別地区の農地1件の売払いを行ったことから1万2,000円を追加するものでございます。

4ページ、17款寄附金につきましては、令和3年5月17日付で札幌市北区北六条西9丁目2番地、株式会社ホクスイ設計コンサル代表取締役、大窪政信様から、むかわ町まち・ひ

と・しごと創生活用事業（企業版ふるさと納税）に50万円の寄附の申出がありましたことから追加するものでございます。

なお、寄附の対象事業は、ししゃもふ化推進事業に対する申出があったことから、先ほど歳出で財源振替を行いました1460番事業で財源振替を行うものでございます。

続きまして、18款繰入金、財政調整基金繰入金2,981万4,000円の追加につきましては、本補正予算で新型コロナウイルス感染症対策といたしまして予算措置する9事業に係る財源として活用するものでございます。

19款繰越金につきましては、本補正予算における感染症対策以外の事業に係る歳入歳出の収支財源として3,150万6,000円を追加するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第47号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は95ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の直診勘定補正予算（第1号）でございまして、本年5月、穂別診療所内で執務する職員1名が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、診療所内の機能が停滞することがないよう緊急的に施設従事者及び運営関係者など22名についてPCR検査を行ったところですが、当初予定のない支出であることから予備費を充用したため、今後の直診勘定の年度内の事業執行を鑑み、予備費予算額を当初予算措置額に復元するため追加するものでございます。

第1条でございますが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額に34万7,000円を追加し、それぞれ4億2,939万6,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は議案書96ページ、第1表直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書3ページ、歳入、4ページ、歳出を併せて御説明申し上げます。

緊急的なPCR検査に34万6,060円を要し、34万7,000円を充用したことから、歳出、4款予備費に歳入、5款一般会計繰入金を財源に34万7,000円を追加するものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）につき

まして御説明申し上げます。

議案書97ページ、併せて別に配付しております令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書1ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算でございまして、当初予算で御決定いただきました米原地区配水管整備工事に係る国庫補助金の内示を受けたことに伴い、その補助事業が飛び地区域にかかる水道未普及解消事業であり、令和3年度の地方公営企業繰り出し基準に基づき、建設改良費の3分の1の金額を一般会計から出資することから追加するものでございます。

また、同じく当初予算で御決定いただきました穂別稲里地区、道道穂別鷓川線配水管撤去工事におきまして、当初430メートルの撤去を予定していたところですが、北海道より道路改良工事の施工延長を760メートルに変更する申出がありましたことから、その工事費用を追加するものでございます。

2条、資本的収入及び支出の予定額につきまして、説明書を用いて御説明します。

説明書の1ページ、上段でございます。

収入、第1款水道事業資本的収入につきましては、米原地区配水管整備に係る補助対象費用6,237万円に対しまして、繰り出し基準の3分の1の額2,079万円を一般会計からの出資を受けるものでございます。

下段の歳出でございます。

第2款です。

簡易水道等資本的支出のほうにつきましては、撤去工事の施工延長に係る費用586万円を工事請負費として追加、なお、この撤去に係る財源は全額補償対象となることから、中段の収入、第2款簡易水道等資本的収入につきまして同額を工事負担金として追加するものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第49号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は99ページ、併せて、別に配付しております令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書1ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算でございまして、穂別地区集落排水処理施設において発酵槽攪拌機駆動装置の故障により、新たな機器整備ま

での期間、汚泥を鶴川下水処理場で処理するために今年度必要な費用を追加するものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の予定につきましては、説明書の1ページを用いて御説明申し上げます。

まず、下段の支出、2款農業集落排水事業費用、処理場費につきましては、穂別地区から濃縮汚泥の運搬、鶴川地区での脱水した汚泥の運搬処理に係る委託料776万8,000円を追加。一方で、故障により装置の稼働がなくなるため電気料150万1,000円を減額するものでございまして、上段、収入、2款農業集落排水事業収益につきましては、支出で追加となる費用に係る財源として一般会計補助金を626万7,000円追加するものでございます。

議案書99ページにお戻りいただきまして、第3条につきましては、本年度事業における一般会計補助金を既決の1億1,348万2,000円から1億1,974万9,000円に改めるものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第50号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書101ページをお開き願います。

本件は、当初予算で御決定いただきました医療機器の購入にあたり取得する機器備品の選定が終了したことに伴い、取得費用は地方公営企業法施行令第26条の3に規定する基準額を超えることから、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき、その確定内容につきまして重要な資産の取得として条文を追加するものでございます。

条文は、第8条（重要な資産の取得）としまして、種類、名称、そして数量につきまして追加するものでございまして、取得する資産はともに機器備品でございます。1つが電子カルテシステム、もう一つは糖尿病検査項目自動分析装置で、それぞれ一式で購入する内容でございます。

以上、議案第46号から第50号まで一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願

います。

議案第46号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊事項別明細書5ページから11ページまでの3、歳出全般について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 5ページの291です。

1つはコロナの、説明資料82ページなんですが、感染症対策事業の自宅待機者支援施設のことなんですけれども、この3の対象者のところで、1の方と2の方というのは全く分けて管理していかなければなりませんよね。1人部屋3部屋を確保しているというような報道もあったんですけれども、こういう方が一緒になるということはなるべくないほうがいいとは願っていますけれども、この辺についてどのような対応を図るのか。それから、例えば食事の手配だとかありますよね。食事の手配なんかはどうするのかとか、それから、清掃なんかも防護服を着てやらなければならないとか、様々なことがあるんですけれども、これらについてどのようなシミュレーションをしているのかについて、1つは伺います。

それから、クラスター対応施設、その次のページの83ページなんですけれども、慰労金の流れとして町が事業者に、それから事業者のほうで判断してということなんですけれども、町が直接額を決めて支援金を支給するというような対応もあったかと思うんですけれども、このような流れにしたのはどうしてなのかについて伺います。

それから、7ページの390番の自治活動促進事業で、これちょっとびっくりしたんですけれども、ごみステーションを新しくすると。町内会全体に設置しているのをするのかどうかちょっとその辺もうちょっと詳しく。こういう事業が国の事業としてあるのであれば、もう今、私どもの町内会ももう本当に継ぎはぎしながら、直しながら、ひどい状況のまま使っているんですよ。もう20年以上たっていますよね、つけてから。こういう事業があるのであれば、松風町内会と言わず、必要とする、新しくしてほしいと思っているところはたくさんあると思うので、こういう事業があるのであれば、町全体でやったほうが良かったんじゃないかと思うので、その辺はどういうことでこうなっているのか伺います。

それから、その次の410番の四季の館管理運営事務の中で、町民の方からちょっとどうしてなんだということで苦情ですね、やはり。緊急事態宣言、昨日で終わりましたが、その中で公衆浴場という位置づけですよ、四季のお風呂は。その中で町民以外の方は御遠慮いただきたいような貼り紙はしていると言いますけれども、結局それは、そうはいつでもそれだけですと町外の方、御存じのように四季の館にはたくさんのキャンピングカーも相変

わらず来ていらっしゃるし、そういう方々が入っていると。なぜもっと、例えば厚真でも富川のお風呂でも、やはり町外者、定期券以外、例えば町民以外の方が行ったときには、住所、名前を書いてもらったり、そういう対応していましたよね。だから、そういう対応はできないのかと。形だけの町外の方は御遠慮くださいみたいな対応をなぜ四季の館は取っているんだというふうなことで苦情いただきました。その辺きちっと町民に向けて説明してあげないと、もう緊急事態宣言がないことになっていきますけれども、やっぱりまた同じようなことで何人かの方がなぜなんだろうということと言われることになると思うんです。その辺についての考え方をお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから事業番号291、新型コロナウイルス感染症対応事業についてお答えをしたいと思います。

説明資料の82ページでございます。

この施設については、自宅待機者の支援施設確保と、そしてまた、運営するということの事業でございます。5月以降、感染拡大が爆発的に起こったということで、一時的に入院施設あるいは療養施設が満床になって入れない方々が出てきたといったことを受けて、本町としてもそういったことに対応する必要があるだろうということで、受入れ施設として設けるものでございます。

まず、対象者については（１）、（２）、濃厚接触者と、それから、症状が軽度な罹患者ということで、これは一緒になることは基本的にございません。一緒にするということは罹患のおそれがありますので、まずはそれぞれ分けた形の中で対応させていただくと。ですから、どちらかが先に入ったら、その方が出るまでこの施設は利用できないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、清掃、消毒の関係ですけれども、まずはこの施設、国から借り受ける施設です。無償で提供いただくということですが、まず清掃させていただいて消毒をします。一旦利用があったものについては都度消毒をして、次のものに備えていくということでございます。

それから、食事の提供ですけれども、基本的には罹患された方については北海道の協力をいただいて食事の提供となりますけれども、罹患されていない方については町が単独で持たなきゃならないということでございます。この点については、北海道と同じものを出そうということで、実は北海道としてはセコマと連携をしております、セイコーマートの食料品、

これらは非常食等が中心になりますけれども、これがおおむね14日分くらい用意がされるということですから、この分をセットで購入をさせていただいて、同じものを提供しようということになります。

なお、外部との接触ということも非常に心配な点でございますので、こういう部分については、この施設に入った場合は外に出歩かないということですから、その中で対応していただくということで、食事の面についても割かし簡単に調理ができる、お湯を注げばすぐできるとか、電子レンジで温めるというものを想定しています。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 栃丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうから390番事業、自治活動促進事業のコミュニティ助成補助金140万について御説明いたします。

一般財団法人自治総合センターが実施する補助制度に基づいて今回助成する助成金になっていまして、これ毎年秋ぐらいに今言った総合センターのほうから御案内ありまして、各自治会町内会のほうには自治会町内会連合会、それから、広報紙を通して周知してきたところですが、ただ、この制度上、下限額がありまして、これが50万とか100万以上という下限額がありますので、ある程度まとまった額じゃないとなかなか申請できないという事情もありました。

そういったことも踏まえて、今回広報紙等を通して周知した結果、申請があったのが松風町内会ということで、その申請をして最終的に採択されたのが本年の4月7日付の通知になってございます。したがって、本年も秋に同じような通知がありますので、これについてはできるだけ多くの自治会町内会に普及するように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） 410番事業におきまして御質問のありました件につきましてお答え申し上げます。

まず、現状の取扱いでございますが、四季の館の管理運営については指定管理者のほうにお願いをしているところでございますが、都度、案件がある場合には、町も一緒に協議の場乗りながら、この間、四季の館の運営管理を行ってきているところでございます。

指定管理者のほうでも近隣の入浴施設の取扱いを参考にしながら運営を行っているところでございまして、議員おっしゃられたように、入館される方、例えば代表者の方に氏名等を

記載していただいている入浴施設でありますとか、現在の四季の館には、町外者の利用については御遠慮いただきたいという告知を行った上で、氏名等の記載は特に求めていない施設、あるいはそういうこともなしに通常どおり運営している施設、近隣でも様々な取扱いがあるというところも町側としても把握をしておりますし、指定管理者としても取り扱っているところがございます。

まず、緊急事態宣言、あるいはまん延防止重点措置が適用されている期間におきましても、不要不急の往来はそれぞれ北海道全道的なのか、まん延防止重点措置の適用地域なのか、違いはありますけれども、そのお住まいの方々に対して不要不急の外出が自粛するようお願いがされているという前提の中で、我々四季の館のほうも運営をしております、重ねて施設側としても、こういう時期なので、御遠慮いただきたいというような協力要請をしていくということで、この間運営をしてきているところがございます。

お名前を書いてもらうことによって、かえって受付の時間が長くなることによって、受付のところに列ができて密になるといったようなところもございますし、お名前書いてもらう効果というのはどちらかというところ、もし感染事例が発生した場合に感染経路を追跡していけるという点では、有効かなというふうには思うんですけども、まず第一義的には、お客様の御協力を得て施設を運営していくということを、現在のところは重要視して運営をしておりますので、この点につきましては、なるべく御理解をいただけるように、都度御説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） クラスタ対応職員の慰労金の支給の関係です。

こちらのほうにつきましては、内部でもいろいろな意見等を交わしながら考えたところなんですけれども、具体的に言いますと、例えばレッドゾーンに勤務された方とグリーンゾーンに勤務された方、あと夜勤をしている方していない方などなど、いろいろな勤務体制がある中でどのような方にどの金額というところがなかなか分かりにくい部分があるのと、勤務実態というところは、やはり施設側でないと分からないという部分がありますので、そういうところを踏まえて、こちらのほうで一定額の金額を決めるのではなく、一定の金額をお渡しした上で、その中で、施設側のほうで分配を考えていただくという方法を考えたところで

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 最後のほうから、今の今井参事のほうのお話なんですけれども、施設側のほうがその実態がよく分かるという点では、私はよく分かります。ただ、こういうものを支給するときに、やはりそこに携わった人たちが不公平感を抱かないようなことってとても大事なことだと思うんです。

感染、確かにレッドゾーンとグリーンゾーンにいる方では、緊張感はもちろん違いますけれども、でも施設内であれだけの感染者が出ているということは、どこにいたって同じ恐怖を味わっていらっしゃるということだと思うんです。ですから、これは御答弁要らないことになりましてけれども、やはりそういう一人一人の方が不公平感を抱かないような対応をしていただくように、ぜひ協議していただきたいというふうに思います。

それから、四季の館のことなんですけれども、確かにコロナに対する感じ方というかな、そういうものはみんな違いますよね、一人一人。ここの中にもみんな同じだとは限りません。だから、幾ら自粛してください、往来自粛してくださいと言っても来る人は来るんです。だから、そこでどうやってとどめるのかといたら、その施設、施設施設の対応が一番の要になると思うんです。

でも、いつも利用しているお風呂がない人とか、お風呂を使えなくなった人とか、公衆浴場ですから行くわけですよ。そうすると、むかわの対応は甘いよねというふうなことにやっぱりなっちゃっているんです。だから、そのところはやはり市中感染させないというふうなことにさっき町長もおっしゃいましたけれども、やはりそういうことを考えると、心を鬼にしてもやっぱり町外の方は御遠慮いただくというような厳しいことというのは、必要ではなかったのかというふうに思います。

その辺、例えばさっきの休業補償金のようなのも町としては出すわけですよ。ですから、一定の期間、やっぱりそういう厳しい対応を取ることは必要だと思いますので、改めて答弁お願いいたします。

それから、390の私も知りませんでした。この間、もう去年あたりから町内会活動はもう全くやっていませんから、だからいろんなことを協議する場もありませんし、ただ、こういうものがあるのであれば、例えば申請したからといって必ず採択されるではないですよ。でも、町としてこのごみステーションを、あの汚いごみステーションを何とかしなきゃならないということは事実ですよ、町の中にぼろくその、あの本当にもう汚いのがあるんですから。だから、そういうものは、こういうものがあるんだったら、やっぱり積極的にまとま

らないんだったら2つの町内会まとめて申請しませんかとか、そういう積極的な働きかけが町からあってもいいんじゃないですか。そういうことをなぜしてこなかったのかとびっくりしましたよ、私こういうことがあるなんて知りませんでしたから。だから、この辺ももうちょっと町民のために考えて提案していただいてもいいんじゃないですか。御答弁お願いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 1点目の四季の館、温泉での町民以外の方への規制のお話でしたけれども、日本中といたしますか、日本の中で、先ほども言ったように、結局お願いベースといたしますか、どうしても自主規制という中でされているというのは、これ実態でございます。温泉施設というのも規制を受けている施設にはなっておりません、営業規制。そういう中で、来られる方にぜひ協力をお願いしたいという、やはりお願いベースをなかなか変えていけないというか、崩せないというのは実態であります。

温泉という公共的なところでどうしても入りたいというものを住所だけをもって強制的に排除していくということは、現実的には困難だというふうに思っています。ただ、窓口の中で状況を説明して、できるだけ御協力願いたいということで職員としてはいろいろ対応をしているところであります。

今、緊急事態宣言が明けまして、また新たな形で進むわけですけれども、四季の館と果夢工房としましては、今のコロナウイルスのクラスターという町の緊急事態ということも含めて、今の対応をさらにもう少しきつい形で進めていきたいというふうにも言ってございますので、今後の対応をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、ごみステーションの関係につきましては、これ、この間の対応状況について説明いたします。

○議長（小坂利政君） 栃丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） ごみステーションの対応について、私のほうからお答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、自治総合センターのほうから毎年7月、8月にこの助成金のメニューの通知がございます。これを受けて、我々の自治会町内会連合会のほうに役員かけたり、あるいは広報紙を通して各自治会町内会に周知はしてきております。

ただ、自治総合センターのメニューとしては、このごみステーション以外にもまだ集会施設の修繕とかいろんなメニューがあって、それをいろいろと使えますよという周知はしてき

ていますし、ごみステーションの老朽化によって更新という問題も自治会町内会連合会役員会の中で、ぜひ手を挙げてエントリーしてくださいということは広報してきてございます。

ただ、このコロナ禍もあってなかなか周知が徹底されていないということもありますけれども、それについては、また今後、一層強化に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ごみステーションのことなんですけれども、これはどこかの補助を使って、一般財団法人の補助を使ってやるという前に、町として設置したものですから、町としてきちんとするという責任が私はあると思うんです。

だから、そういう財団法人の募集に対して応募して、そして改善するという、そういう方法もあるでしょうけれども、本来であれば、もう二十数年もたっている、ぼろぼろになったあのごみステーションを何とかするというのは町の責任じゃないんですか、一番先に。それをそういう方法で、大事なことですよね、よそからお金を引き出してくるというのは大事なことですけれども、やっぱりそういうふうな町としてきちんとするんだということで取り組んでいただきたいというふうに私は考えますけれども。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） コミュニティ助成の関係についてお答えをしたいと思います。

この事業については、先ほど栃丸主幹も答弁したとおり、ごみボックスそのものを修繕する事業ではないと、いろんなコミュニティの中での使う事業ということでございますので、私どもの募集の在り方としてもごみボックス修繕ということで公募をかけたわけではございません。ごみボックスがそういう状況で、今、導入後、二十数年ということで、大変苦労されているというようなこと、お話としてはあるのであれば、これはこれとして、またこのコミュニティ助成を使って整備をしていくというのも一つの考え方かなというふうに思います。

たまたまその松風町内会で出てきたのがごみボックスの修繕ということでございますので、そういう点で、まずその入り口のところでのちょっと誤解があったのかなというふうには思いますけれども、決してそのごみボックスではないというようなことで答弁をしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

8番、三倉議員。

○8番（三倉英規君） それでは、議案第46号の新型コロナウイルス感染症の関係なんですけど、別にこの中身に反対するわけではないんですが、鶴川地区にも慶寿苑があるわけでありまし

て、そこはあまり原因は追究しないけれども、出ていないんですね。一生懸命努力していると思うんですよ。別に愛誠会が努力していなかったというわけではないんですが、ちょっと不公平感を感じるんですが、そこはどんなものでしょうかね、町長。

一生懸命、僕は頑張っていると思うんですよ。僕も体弱いものですから、あっちこっち病院行っていますけれども、やはり見ていたら分かるんですね。あ、この病院すごい頑張っているな、失礼だけれども、この病院ちょっと甘いかなと感じるところが結構あるんですよ。だから、そういうことを考えると、出たからいいとか悪いとかでなくて、頑張っているところはちゃんと目を向けてやるべきだなという気がいたしますが、どうですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の愛誠園ですか、の集団クラスターについても、これは様々な取り巻く状況で、感染経路がなかなか見つかりにくい中で集団感染、クラスターになったということで、先ほど一般質問の答弁の中でもやり取りさせていただきましたけれども、感染者については、基本的には病院であり、指定病院であり、宿泊療養所、こういったところでの治療、療養、回復というのが原則とされているかと思えます。

しかし、今回は先ほどから申し上げますように、病床の逼迫という全国的な課題を受けての今回やむなくというか、受けなければならない。そして、介護者だといったところの受入れということも含めての保健所の要請によって地元としても向き合わなければならない。そして、その集団感染もゾーン化はしているにしても、こういうふうな中で動けない方たちもいらっしゃるし、従業員の方々もしっかりともう1か月になるかと思えます。こういったクラスターについて、我々の町も初めての経験でございます。こういうことはもうこれでいいんだと。しかし、現実に医療従事者の皆さん、看護の皆さん、介護の皆さんといった中で、この難局を乗り越えていることに対して、しっかりとやれるべきこととして、今何なのかということでの対応の慰労ということで、今回は考えさせていただいたところでございます。

それと併せて、介護については今回のクラスターの発症云々は別にしても、介護職場というのは今全国の課題として、介護の人材不足といったような課題というのも大きく抱えているといったところも踏まえた中での向き合い方として御理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 1点だけお伺いをしたいと思います。

9ページの1351、私有林等の整備促進事業、この件について伺いたいと思います。

ここで森林環境税を活用して私有林における森林整備の助成、こういう目的になっているんですが、そもそもこの森林環境税、なかなか私有林のそういった支援ができないということで私有林整備、それが大きな目的で、こういった環境税ができたというふうに理解しているんですが、こういったものに対して、個人の私有地に対しての周知、こういったものをどうするのか。それと、今こういった個人というのはどのぐらいの件数があるのか。それで、ここには、その項目、間伐とか枝打ちいろいろ入っていますけれども、こういったものに免責要件、そういったものというふうなのはどうなっているのか。800万の枠であれば、そういったものは全部受けるという、そういう考えなのか。その辺、まずちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高木農林水産課参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 事業番号1351-5、私有林等整備促進事業補助金につきましてお答えさせていただきます。

まず、周知につきましては、これにつきましては森林組合等々から、あとほかの3事業体のほうから、いわゆる上がってきたものに対して取りまとめしているということになりまして、当該年につきましては、令和3年、森林組合の組合員さんであります方が対象となっております。

面積につきましては、おおむね公共事業と、それから私有林とあるんですけれども、5ヘクタール未満、1小班、5ヘクタール未満のいわゆる小班が私有林の対象になっていくということになっておりまして、いわゆる5ヘクタール未満の近隣小班同士を効率よく施業することがこの目的であります。

まず、取りあえず御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 補足ありますか、課長いいか。

酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） それでは、私のほうから補足で若干説明をさせていただきますと思います。

この当該事業の対象面積の要件等については、先ほど高木参事のほうから申し上げたとおりでございますが、この点につきましては、まず前提といたしまして国の造林事業ということで、公共事業として事業者さんが国から道を経由して直接受ける補助金、そして、その対象に対して、これ民有林振興対策ということで、当初予算で町としても上乘せの補助をさ

せていただきながら、適切な時期にそういった造林、山の手当てというものができるといふ形の中で支援をしてきているところがございますが、そういった国の公共事業のつき具合によりまして、山のそういった適切な時期というものがございますので、そういったところ、国の補助のつき具合によって左右されないように、私どもといたしまして、そういうような状況も踏まえた中で、その国の採択の状況を見た中で、こういった6月の補正の時期に森林環境譲与税ということで国の公共事業、それから町の単独の補助をしているかつての、従前の事業と遜色のない形の中で支援をすることで、造林を適切な時期にやっという趣旨のものでございます。こうした分、昨年の6月補正の中で制度概要を御説明申し上げた上で、新たな事業として始めたものでございまして、今回2回目ということでございます。

それで、事業の御案内につきましては、そういう意味じゃ森林組合さん、いろいろな小規模な山林所有者さんもいらっしゃいますけれども、そういった方で請け負っている森林組合さん、それからそれぞれ民間の大手の造林事業者さん、こういった方々がこの間も対象になってきているところございまして、事前にどう、それからそういった事業者さんといろいろ事業の意向の確認を取りながら、これらの必要な事業量の把握に努めているという形で進めてきているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 話は分かりました、何か今までと違うような方法なのかなと思いで。

というのは、個人で土地を持っている方とも結構話する機会あるんですけども、どうしても何かの災害起きると、まず国・道、町有林のそういった林道等が整備等が先に立って、どうしても私有林については支援が後回しになると。それで、こういう環境税ができたものですから、何とかそういう私有地について、私有林についていろんなそういう支援があるのかなというふうに期待していたんですけども、今の答弁を聞くと、いろんな事業主だとか大手、そういった方も含めてということになると、この800万の事業費というのは、果たして妥当な金額なのか。この辺、効果というのは、それじゃどういふふうに原課として捉えているのか。その都度環境税というのは、多分金額が変わるのかなと思うんですけども、これも今後とも継続していくのであれば、個人のそういう私有地の何か要望というのを取り入れた事業というのは展開できないのかなという、そういう感じで、ちょっと個人の所有している方から結構愚痴というか、いつも支援ないんだよなという、そういう話聞くものですか

ら、ちょっと質問したところなんです。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 森林環境譲与税を財源としてのそういった私有林の整備ということで、こちらの先ほども申しあげましたとおり、まずは公共事業等で国からの支援を受けながらやっている部分、そして、それでなかなかその部分が十分必要量、必要な事業費配分されなかったということを踏まえて、町としてこういった譲与税を活用したまずは事業ということで、しっかりと造林、山の手当てというものができるようということで、促進できるようにということで制度化したものでございます。

そうしたものの中で、一つ私有林のそれぞれ個々のなかなか手当てできないといったような方の状況につきましては、現在、昨年から意向調査というのものも、やはりこれも譲与税を活用させていただきながら、今それぞれの所有者さんでなかなか例えば不在、むかわにもうお住まいでない、あるいは高齢でなかなか山の手当てができないといった方たちのまずは意向調査というのものも実施しているところでございます。そういった意向等を踏まえた中で、今後の必要な整備の在り方についても今後検討していくこととしておりますので、そういったものの中で必要な事業内容というのものも定めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号279、むかわっ子応援事業、これ前回もちょっと聞いたんですけれども、町外者だけでなく、今回も町内者を対象にしているんですよね。まず、そこを1点確認させてください。

それと、事業番号が250-00、テレワークサテライトオフィスの需要調査、これ、このように事業者が決定しているのは、発注先がある程度決まっているのかなと思うんですけれども、どうして今回、このことを決めたのか、その決定した理由を教えてください。成果として、この200万使ってどのような成果を期待するかというのは、その下に書いているけれども、それはどうやって実績を確認するのか、電話でアポ取って、その調査だけを聞き取ると本当にやってくれるのと。要は、こういうことをやっている実績あるのかどうか含めて教えてください。

それと、291の新型コロナウイルス感染症対応事業ですけれども、これ借りていろんなものを整備して12月まで、予定では整備したものは、これどうするのかという。

それと、今回のコロナウイルス感染症で自宅待機かかった人、穂別地区では、町営住宅を利用していただいておりますけれども、その人たちには、何か住むための環境を一定程度用意してあげたのかな、ちょっとそこも確認させてください。

それと、291-00、同じですね。感染症対策対応事業の慰労金の関係ですけれども、これはお医者さんとか看護師さんとかは入らないんですよ。これは別枠で、これ入っていないと思ったんですけども、これ、こっちの説明では入っていないんだよね。だから、ちょっとそこは教えていただきたいと。

それと、292のサテライトオフィス等環境整備事業についてですけれども、これ場所は先ほどからもあったけれども、協議会で何回か協議したということもちらっとは聞いていたんですけれども、なぜこの場所になったのか、決定した理由をお聞かせください。

それと、既に、いや、ちょっと場所、これ細かく書いていないから分からないんですけども、ちょっと固有名詞出して申し訳ないですけれども、営林署と、それと中澤さんの間に1件家があったところ壊したんですよ。そこを何か1週間ぐらい前から土地整備しているんですよ。あそこは全く関係ないの。ちょっと関係ない、あるの。

〔「あります」と言う人あり〕

○7番（野田省一君） では、ということは、町がもう既に議会通る前に工事している、そこも含めて教えてください。

何であそこになったのか。場所があそこまで含むのであれば、あの辺ちょっといろいろといわくのある土地だったと想像していたので、その辺どういうふう処理したのか教えていただきたいと思います。

それと、もともとこれは誰が管理していくのかということも含めて、テレワークしますよ、テレワークで使いますよ、リモートワークに使いますよと言っているんですけども、それをまちなか再生協議会だったっけか、何か要はそこに投げかけているんですけども、漏れ聞きするところでは、その後の使用活用も含めて考えているんですよと。いや、それはいいことなんですけれども、そこを含めて、あその場所によかったのかなという疑問が残っています。もう少し慎重に場所の決定をするべきだと思うんですが、もう場所はコンクリートされてしまったんでしょうか、その点について伺います。

○議長（小坂利政君） 枳丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（枳丸直士君） 私のほうからは、むかわっ子応援事業の関係の説明をさせていただきます。

対象者のお話出ましたが、前回やった対象者と同じ対象者ということで考えてございます。事業の趣旨につきましては、なかなか町外に出られている学生の方が今回の緊急事態宣言も出されたこともあって、帰省したくても帰省できないという実態があることから、今回は改めて同じような対象者に商品のラインアップを変えるのと、それからむかわのゆかりのある方のメッセージをもらいながら、少し内容の工夫をしながら事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「町内は」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 町内のほうは、今考えてございません。町外のみを対象とさせていただきます。

〔「スマイルプレゼントは」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 町内の関係については、スマイルプレゼント事業ということで図書カードと金券のほうの配布はしていますけれども、今回はそれとはまた別のむかわっ子応援事業と第2弾として実施……

〔「町内はむかわっ子じゃないの」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（栃丸直士君） ないんです。

〔「それはおかしい」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 戸嶋総務企画課参事。

○総務企画課参事（戸嶋英樹君） それでは、私のほうからは事業番号250番、テレワークサテライトオフィス需要調査事業につきまして答弁させていただきます。

今年の夏に穂別地区に開設しますサテライトオフィスの積極的な活用促進に向けまして、このまま自然体でPRしましても、なかなかつながらないということもちょっと心配ありまして、上手に穂別地区の特性も説明しながらPRしていきたいと考えているところでございます。ただ、やみくもに不特定多数の企業にPRしても、かえって非効率でありまして、その辺、行政では把握し切れていないデータ、例えば既にテレワーク実施している企業ですとかしていない企業、あとテレワークの前向きな企業ですとか、そうでない企業、その辺のデータを所有しています民間企業の力を借りながら効率的に進めていきたいと思っております。

200万の内訳につきましては、その辺のデータ出力経費ですとか、あとアンケート調査に関わる人件費、労務賃金費などなどを見込んでおります。

また、ほかの市町村でもサテライトオフィス開設しているところではありますが、こういった調査を踏まえて、ターゲットを絞った上で、展開していくところが通例といたしますか、そういう手法を用いてやっているところを参考にしながら進めようとしているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうからは、291番の新型コロナウイルス感染症対応事業ということで、自宅待機者の支援施設の関係でございます。

整備物品というものについては、これは備品購入ではなくて、あくまでもレンタルということで、期間中レンタルをさせていただくというものでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 石川企画町民課長。

○企画町民課長（石川英毅君） 私のほうからは、穂別地区の今の絡みで、穂別地区の住宅の関係、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、この部分につきましては、愛誠会のほうでコロナに陽性者が出たということで、実はうちのほうに御相談がございました。それで、愛誠会で働いている職員の方たちがみんな濃厚接触者ということになったということで、自宅に小さいお子さん、また高齢者を抱えている家庭に戻るの是非常に不安だという御相談がありまして、それですぐにそれは対応しなきゃならないということで、うちとしてはすぐに入れる住宅、それを探しまして、その中でうちの町の職員住宅、それと町の公営住宅、これすぐ入れる場所を見つけて、その日のうちに入れるような対応をさせていただいております。

ですから、そこに特に家具ですとか、そういったものは御用意していませんけれども、あくまでも愛誠会のほうから、その部分について、何とかそういうすぐ入れる住宅を見つけてくれという要望に我々としてはお応えしたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 私のほうからは、慰労金の部分にお答えしたいと思います。

慰労金のほうの試算につきましては、こちらのほうには記載されておられませんけれども、施設の嘱託医である穂別診療のドクター、医師が2人ほど診療のほうに関わっておりますので、その2人の医師の分については、こちらのほうに含めて算出をしているところです。看

看護師につきましては、愛誠園の看護師が全て対応しておりまして、外部からの看護師は入っておりませんので、そちらのほうは含めておりません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君） 我々のほうからは、サテライトオフィス等環境整備事業の概要の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、議員の質問の中にありました場所の決定についてです。なぜこの場所になったのかという決定の流れを簡単に御説明させていただきます。

こちらの事業、昨年度の3月に議決いただきまして、繰越しで動いております。その前に、事前に、そういう事業の提案がありましたので、まちなか再生検討委員会穂別地区のほうにかけて、こういう内容のサテライトオフィス、これを商店街のほうに市街地、どこに建てると、皆さんどのような活用方法ができるか、その以外に町外、道外の方がサテライトオフィスを活用する際、どういう穂別地区独自のおもてなしをできるか、そういうような内容を検討していただく中の一つで、場所の決定も航空写真から穂別市街地を皆さんに見てもらって、どこに建てたらいいか、どういう活用方法がしたらいいか、そのお話をしていく中で2か所候補が委員の中から出てきました。旧農協の店舗の跡地です。それと、こちらの今回決定された場所の2か所になります。この2か所の場所で、次、皆さんの意見をいろいろ確認し、こちらとヒアリングした中で、第1候補がその今回の決定した場所、第2候補が農協店舗の跡地、そのほかにも場所はあったんですが、その2か所の方法が出ました。そこで、優先順位1番のほうから土地所有者等と確認をしましたら、了解をいただけたということで、また、まちなか再生検討委員会のほうに投げ込みまして、こちらのほうに決定してきたという流れになります。

こちらのほうの先ほど管理についてはという御質問ですが、管理につきましては、基本は町になりますが、このまちなか再生検討委員会の中で町民が管理をしていく、そのためには何をしたらいいか、どういう組織が管理をしたらいいのか、こちらの内容を今継続してまちなか再生検討委員会で皆さんで考えております。穂別地区の独自なおもてなしスタイルをどういうふうに活用できるか、その内容を今ちょうどまちなか再生検討委員の皆さんでいろいろな提案を出していただいております。

あと、申し訳ありません、6月9日に建築主体のほうをもう契約しておりまして、6月10日から7月28日までの工期になっております。そちらのほうを地主さんと契約に向けて、ま

ずその整地をする、建物を建てる場所のレベルを図らなければいけませんので、土地に入らせて、レベルを取らせていただくということで了解いただいて、今準備をしている段階です。

以上です。

○議長（小坂利政君） この際、議会延長について諮りたいと思います。

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長することを御理解いただきたいと思ひます。

続けてお願いいたします。

○経済建設課長（吉田直司君） 申し訳ありません、補足説明させていただきます。

こちらのほうの場所につきましては、基礎を打って固定する建設ではありません。庁舎の横にあります多目的室と同じく平板ブロックに乗せて試験的にあの場所を活用して、皆さんにどうだったかという方向も決まってくるかと思ひます。

あと、皆さんの中からはやはり病院が近い、バス停が近い、そういうようなコンビニが近いという議論もされておりました。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まず、むかわっ子の話ですけれども、やっぱり片手間になるよね。町外に出た子どもだけと、逆に町内で頑張ると言ったらおかしいけれども、町内に残っている人と夢を抱いている人もいるだろうから、やっぱりそこは均衡というか、前回は結局さっきちょっと聞いたら、何か違う事業でやってくれたみたいですが、同じように対応するべきではないですか、ちょっとその考えをお伺いしたいと思ひます。

それと、テレワーク、サテライトオフィスの需要調査の件ですけれども、それ本当にその実態調査なんかしたことあるか、実績ある企業なんだろうか。近隣でも、もう今どこでもこの話やっていますよね。導入事例というか、実績があるのかどうか。何か本当にさっきも細かい話した、5万円、8万円、10万円の話しして、何か申し訳ないんだけど、数千万、億というお金の話をしていると、やっぱりこういう小さな5万円、100万円の話は、だんだんこの積み重ねが何といつても何億円、何十億円、何百億円になるわけだから、やっぱりここを慎重にもうちょっと、いや、使い道がないからこういうふうにしたなんていったらとんでもない話になるんだけど、200万円を投資して、それだけ見合う分だけの結果が望めるのであれば、そういう実態を持っている会社であれば、ああ、いいね、いいね、や

ろうという話になると思うんですけれども、その辺、説明をいただきたい。

それと、コロナウイルス感染症対策運営事業、自宅療養、自宅に帰りづらい人の対応、今回の穂別地区での対応は本当にヒットだなと思って聞いていました。すぐやってくれたというのを聞いていたので、困っている人が、いや、うち、自分のところ帰ったら、やっぱり子どもがいたりなんだりするという。それでも学校へ行けなくなったり、保育園へ行けなくなったりという事情もあったようですけれども、できれば今後に備えて、これからもまだ穂別地区、分からないですから、どうなるか。まだ20名ぐらい罹患された方がいらっしゃいますから、今後に備えても、例えば最低限、布団だ、食事だというところまでできるようなことを考えておいていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

それと、お医者さんと看護師さんはいないということだったので、お医者さんは計算に入っているんですね。どこかで見たけれども、ここに出ていないからどうしたのかなと思っていたんですけれども、それはオーケーです。

それと、290のサテライトオフィスの関係ですけれども、一旦そこに置きますとなると、末代ものになってしまうということもあるし、一定程度その協議会の中で考えましたということではいいんですけれども、まちなか再生とは言っているんですけれども、コンパクトシティという構想からも考えても、どちらに向いているのか、本当にサテライトオフィスをもう真剣にやろうと思っているのであれば、そこでもいいのかなと。ただ、その後のことも考えるのであれば、町外れに置く必要はあるのかなと。市街地でも、あそこはホッピースタンプの最後の位置ですから、拡幅工事で決して、もうほぼほぼ最後の位置で電柱や何かはむき出しになっているようなところなんです。ですから、せめてやはりまちなかという部分に持っていくべきだったと思うんですけれども、もうちょっとこれ慎重に、それと既に動いているのを見て私はびっくりしたんですけれども、測量のためだということで、それにしても場所の選定に関しては、もちろん協議会の方が考えられたことは尊重しますけれども、もう少し慎重に、例えば町内全体にどういう形でなるか分かりませんが、広くみんなにこういう結果でこういうことになりました、皆さんの考えどうですかと聞いてから決定するんだったらいいけれども、もうちょっと慎重にするべきでないかなと。本当にサテライトオフィスと呼ぶだけで考えているのであれば、あそこでもいいです。でも、それ以降の使い道を考えているのであれば、ほかの場所が僕はよかったかなと思っていますし、その辺、多くの町民の方が第一たたき台として協議会の尊重をしますけれども、そのことを、今後のことを含めて考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私からは、むかわっ子事業の関係についてお答えをしたいと思います。

町内の子どもたちも頑張っておられるということで、今回は、昨年についてはむかわスマイルプレゼントという事業を取り組んでおります。子育て世代への金券、そしてまた図書カードの贈呈ということで、事業費にして2,000万を超えた実績でございます。町外の子どもたち、今現在、学生でなかなか学校に登校ができないと、まともに授業が受けられていないという状況があるというふうに伺っております。ここにスポットを当てて、スマイル事業でなくて、むかわっ子事業ということで、ここに対応したいなというふうに考えたところでございます。なかなかこのスマイルプレゼントというところまで考えますと、経費等々もかなりかさむということもございますので、まずはそこにスポットを当てたということで御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 戸嶋総務企画課参事。

○総務企画課参事（戸嶋英樹君） サテライトオフィスの需要調査事業についてでございますが、今、内々参考ヒアリングしている企業、民間会社につきましては、道央圏の市町村でも委託といたしますか、受託している企業でありまして、その辺のノウハウ、知識も持っている企業でございます。ただ、導入事例といたしますか、すぐその結果が導入につながるかどうかまではちょっと把握し切れていないところでございます。

200万という予算額についてですが、これから調査進めるに当たりまして、むかわの特性を調査対象の企業にうまく説明しながら、その事業予算額に見合うような調査結果の活用をして進めてまいりますとともに、こういう結果に、調査結果で興味関心高い企業に対しまして、2次、3次的に町からもトップセールス含めまして、企業版ふるさと納税のPRも含めまして、200万以上の効果といたしますか、回収できるような事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 石川企画町民課長。

○企画町民課長（石川英毅君） 私のほうから、先ほどコロナウイルスの感染症の自宅待機者の関係、穂別地区のほう、今後に備えてどうなんだという部分についてお答えしたいと思います。

まずは、今回、この議会の中で今なされている新型コロナウイルス感染症、これは花園町

に整備するものですが、これはあくまでも鶴川地区だけのものじゃなくて、むかわ町全体のもので、まず御理解いただきたいと思います。そういった中で穂別地区は、こちらの鶴川地区から遠いということでいろいろと支障があるのかもしれませんが、今、穂別地区のほうには、適当な実は住宅施設がないということでは、これはもうむかわ町全町的な対応として、今回、花園のほうに整備をするということをまず御理解いただきたい。

そして、その中で、もし穂別地区のほうにそういったものが必要であれば、これはまた今後、担当ともいろいろと相談をしながら、いろいろ対応策は考えていきたいなというふうには思っていますし、あと前回、穂別の住宅についてはあくまでも陽性者じゃなくて、これは濃厚接触者という形の中で対応したものであって、陽性反応出た方を受入れした施設という住宅はございませんので、そこだけはお間違いないように御理解いただきたいと思います。

以上、私のほうからお答えいたします。

○議長（小坂利政君） 吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君） 私のほうから、サテライトオフィスの関係の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの場所は、基本はサテライトオフィスが基本になっております。サテライトオフィスの活用を基準に皆さん、委員の方々から道外、それから町外の方が来たときに利便性を考えて、かなりこちらの場所はいんじゃないかというお話も多々ありました。

サテライトオフィス以外の使い方についても、皆さんいろんな委員の方々の思い、考え方が多数出ておりました。大変私たちも勉強になるような使い方等の話も出ておられます。小学生から高齢者までその皆さんが使える時間帯などの設定とか、使い方とかのお話も多数出ておりました。ですが、基本はサテライトオフィスで、こちらのほうを活用させていただきますので、あと、先ほどにも説明ありました基礎を打って建設するものではありませんので、実験、それから実施に向けて皆さんで議論して高めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） むかわっ子の関係ですが、これはぜひやってほしいな、町長、どうですか。片方だけとか、そこだけの子どもさんに対して支援して行って、片手落ちではないですか。自宅から通っている子どもだってやっぱり感染症の中でいろいろと苦労しながら生きているわけですから、そこは一考願いたいなというふうに思っています。

テレワーク、サテライトオフィスに関しては、200万円以上期待しておりますので、よ

ろしく願いをしたいと思います。

それと、感染症で自宅に帰れないという方、罹患した人でないということは存じ上げておりますので、ただ、自宅に帰ると自分が知らないうちに感染していて、やはり子どもや親族にうつしてしまうため、今後も考え得ることですから、そのときのために、ぜひむかわまで来てということも距離的に果たしてどうなのかということもできない、車持っている人ならいいですけども、持っていない人だったらできないわけですから、だから、そこら辺を含めて臨機応変に対応できるような体制を取っていただければなと思います。

それと、最後のサテライトオフィス等の環境整備ですけども、ちょっと曖昧なというか、後で動かせるよという余地は残っているのかなと思うんですけども、ぜひいろんな、もちろん委員会の意見は尊重しますけれども、そのことでいろいろと議論が巻き起こるぐらいの町民の皆さんに一旦提示して、このことを議論巻き上げていただきたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

1点目の町長、むかわっ子の件はいかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） あまり表現として片手落ちという言葉がいかかと、まず言葉で、私は嫌いな言葉でございます。これ、気をつけたほうがいい。

それと、むかわっ子の支援事業、今回の事業については、前回も区分化しているんですけども、緊急事態宣言下ということで、ロックアウトはされていないけれども、帰りたいけれども、帰れない、こういったところでむかわの郷愁というんでしょうかね、頑張ってくれよという思い、これは前回と変わっていません、むかわっ子の支援事業。そして、むかわ町にいる子どもたち、彼らも今のコロナ禍では被害者です。その子どもたちに対して、これまでも野田議員、たっぷりと知っているかと思うけれども、彼らには地元としての子ども・子育て支援、こういった事業の中で向き合ってきていますし、これからもそういった事業を活用しながら育んでいきたいと思っていますので、この辺のところのむかわっ子支援を全てに広げるというふうなものは、野田議員、広い心ですから、視野も広く、心も広く、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

以上。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1 ページから 3 ページまでの 1、総括及び 2、歳入の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

議案書つづり 89 ページから 93 ページまでの予算総則及び第 1 表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号 令和 3 年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第 1 号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 95 ページ及び 96 ページの予算総則第 1 表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号 令和 3 年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり 97 ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号 令和 3 年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり 99 ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号 令和 3 年度むかわ町病院事業会計補正予算、議案書つづり 101 ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第 50 号の質疑を終わります。

これから議案第46号から議案第50号までの5件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第46号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これですべての議案第49号の討論を終わります。

次に、議案第50号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第50号の討論を終わります。

これから議案第46号から議案第50号までの5件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第46号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号を採決します。

お諮りします。

議案第47号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号を採決します。

お諮りします。

議案第49号 令和3年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号を採決します。

お諮りします。

議案第50号 令和3年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第49、意見書案第4号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 意見書案第4号であります。核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）について提案理由の説明を行わせていただきます。

今回の議会運営委員会でも御承諾いただきましたけれども、既に印刷配付をさせていただいておりますので、この印刷をもって提案理由の説明とさせていただきます。御審議、御決定よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第50、意見書案第5号 2021年度最低賃金改正等に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第5号 2021年度最低賃金改正等に関する意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

この趣旨は、最低賃金、政府が1,000円以上というふうに既に掲げておりますが、それに近づけて実現してほしいという内容でございます。町内の団体等々からこれらの陳情もござ

います。

当委員会としても昨年は、これを見送った経過がありますが、残念ながらそのときに北海道だけが据え置かれたという時代もございます。そういうことから、今年はどうしてもこれを意見書として上げていきたいという立場で、今回改めて最低賃金の引上げを求めて意見書を提出するものでございます。どうぞ御審議、御決定のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第51、意見書案第6号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第6号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書（案）についてでございますが、簡単に趣旨説明をさせていただきます。

御存じのように、コロナ禍の下で外食産業も自粛等々から米の需給が下がっていく、そういう中で米の生産者価格の下落が大幅に広がってきて、農家の手取り収入に大きな影響を与

えてきております。我がJAとしても、それらに対する対応策として、何とか少しでも手取りをとということで食糧米をやめて飼料用米に替えていただいて、収入は落ち込みますけれども、少しでもそれを助けていくという立場を取って頑張っております。

また、皆さんも今年見られて、昨年と違ったなという思いがあろうかと思えますけれども、水田に米が植わっていないくて、他の作物が並べられているという状況もございます。本来であれば蔬菜等に向けたところですが、労働力の確保も非常に厳しい中で、それもなかなか農家の皆さんできないという状況にあって、そういう中で米の下落になれば大変だということでございます。

そういう中で、この過剰在庫米を減らしてほしいということ、そしてそのためには、政府がすっかり買入れてほしい。そして、ミニマムアクセスとして70万トン、北海道で作る以上に生産されている米を、これを少しでも減らしてほしいなどということを求めて意見書とするものでございまして、これらで農業の意欲をかき立てたいというふうに思っているところでございます。よろしく御審議、御決定のほどお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 一部賛同できない部分がございますので、意見を述べさせていただきます。

まず、1番については私も農業者、そしてまた我が党の農林部会長であります稲津久衆議院議員もこの件については、精力的に多方面にわたり意見、要望を継続しているところでございます。その関係機関については、非常に良好な関係を保ちながら継続をしているということ伺っているところでございます。

それで、2番目の件でございますけれども、ここの部分については、いわゆるスウェーデン、デンマーク、オランダのグループとその他のグループでは、最初からの制度設計の違い

がございました。その部分で、それを一つにして良好な関係なところに政治的な要望をするというところには、ちょっともう少し優しい言葉が必要だというふうに私は思っておりますので、その部分について反対をいたしたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） こういうコロナ禍の中で、生産者米価が1俵当たり1,000円から2,000円も引き下がるというようなことも起きていると聞いておりますし、むかわは農業のまちですし、お米を生産する方々もたくさんいらっしゃいます。やはりその方々を支援するという意味でも、このお米の危機を政府の力で改善してほしいということを求めていくということは、当然のことと考えております。

賛成の意見とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小坂利政君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第52、意見書案第7号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 意見書案第7号であります。2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）であります。

これも先ほど述べさせていただきましたように、事前に配付をさせていただいておりますので、印刷配付をもって趣旨説明とさせていただきます。御審議、御決定よろしくお願いを

いたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第53、所管事務調査等報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出をされております。

調査の結果と報告について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 追加する報告はございません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） 報告の最後に委員会の意見として出しているわけですが、全体として早めの対応ということを書いてありますが、特にこの間、漁業の関係で、ここでも調査をいたしました、その後も大変な状況になっております。コロナだけではなく、漁業への支援ということもさらに強めていただきたいということの特に出して報告いたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第54、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第54、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件について、北海道町村議会広報研修会の開催が予定をされております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件について、別紙のとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、したがって議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

コロナ禍の中で、第2回定例会議会開催にあたりまして、感染対策に御理解をいただき、議事進行に御協力をいただきました議員各位に対して、改めて感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ説明員に対して、併せて時間短縮に御協力をいただきましたことに対しても御礼を申し上げます。

コロナ感染された皆様の一日も早い回復と、一日も早くコロナ感染が収束することを願い、第2回むかわ町定例会議会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時30分